



GIFU UNIVERSITY

2025 CAMPUS GUIDE

令和7年度 岐阜大学 学生生活ガイド





岐阜大学と名古屋大学は2020年（令和2年）4月から法人を統合し、新たに発足した国立大学法人東海国立大学機構として、両大学が連携して教育研究等活動に取り組んでいます。

コロナ新時代では、地域と世界は時間的にも空間的にも距離が短縮され、地域での躍進は同時に世界での活躍に通じます。岐阜大学は、知と人材を集積して世界をリードすると共に、地域社会、自治体や企業等と密接に連携し、教育・研究・社会連携・国際化を通じて東海地域の未来型社会への転換を先導する役割を担っています。

東海国立大学機構としても、両大学の特性を生かし、国際競争力を高めより一層の地域貢献を行う国立大学法人として、国際通用性のある質の高い教育を実践し、東海地域をはじめ国内外で活躍する次世代を担うリーダーとなり得る人材を育成することを目指します。

岐阜大学長 吉田和弘

岐阜大学の理念と目標

——— 学び、究め、貢献する岐阜大学

理念

清流の国と称され豊かな自然に恵まれた岐阜の地では、東西文化が接触する地理的条件や歴史を背景に多様な文化が育まれるなか、新たな技術・技能が創造され、脈々と伝承されてきた。国立大学法人東海国立大学機構・岐阜大学は、このような岐阜の地の特性を継承するとともに、洗練された「人が育つ場」の中で、社会を牽引し、未来を創造しうる「学び、究め、貢献する」人材の輩出を使命とする。また、岐阜大学は、全ての学部・研究科が1つのキャンパスにある特徴と、同一法人を構成する名古屋大学との連携を教育・研究の両面に活かし、特に、高度な専門職業人の養成に主眼を置いた教育、教育の基盤としての質の高い研究、地域に根ざした国際化を展開する。さらに、これらの成果を地域還元することにより、「地域活性化の中核拠点」を目指す。

目標

1. 教育
社会を牽引し、未来を創造するため、豊かな教養と「自ら学ぶ」姿勢を涵養し、高い倫理観とともに課題を探究し解決しうる能力をもった高度な専門職業人を養成する。このため、教育の質保証システムの充実、対面・遠隔授業のベストミックスや学修成果の可視化など教育学修環境の整備を推進する。
2. 研究
個々の研究者の知的探求心に基づく学術研究の卓越性を幅広い分野において高めることにより、被引用度の高いジャーナル論文の増加を目指すとともに、特定の研究分野において、世界トップレベルの研究成果を得ることが期待できる研究センター群を形成し、人類や地域社会の直面する諸課題を解決する。
3. 国際化
ジョイント・ディグリープログラム（JDP）をはじめ地域に根ざした国際化を念頭に行う教育研究活動により、グローバル化を実現する。そのために、東海国立大学機構が持つ多様な人材やネットワークを活用し、組織的な支援体制やICTを活用した双方向の交流などを強化することで国際化を推進する。
4. 社会貢献
東海地域の大学、大学共同利用機関、自治体、地元企業等との連携・協働をさらに深め、地域課題の解決をはじめ、教育、行政サービス等の向上による地域のブランド力の増進や産業の競争力向上に資する教育研究活動を推進するとともに、大学発ベンチャーの創出や産学協働拠点の形成を通じて、研究成果の社会実装による新たな価値を創造する。
5. 地域医療連携
岐阜県における唯一の医学部附属病院として、地域医療を支え、住民の健康に寄与する役割を担う。特に、最先端の医療の提供、統合医療情報プラットフォームの構築、国際的に活躍する医療人材の育成などを通じて地域医療を先導し、社会に貢献する。

学生憲章：岐阜大学は学生に何を期待しているか。

学生の皆さん。岐阜大学で学ぶ数年間は、皆さんの人生において最も輝いている、それ故に最も大事な時間なのです。岐阜大学における学生生活は、将来の生き方を決める上でとても重要です。自ら進んで学問の基礎と高度な専門知識を学ぶと同時に、人間、自然、社会に対する豊かな感性と洞察力を磨いてください。大学の教職員は皆さんの期待に添うよう最善を尽くします。皆さんも努力してください。

- 1 本をたくさん読み、学んでいく上での土壌を作ろう。
- 2 文学と芸術を愛し、人間と自然への理解を深めよう。
- 3 専門職業人として、高度な専門知識を身につけよう。
- 4 自分の考えを論理的な文章にまとめ、発表できるようにしよう。
- 5 国際語である英語をマスターし、十分に意思疎通できる実力をつけよう。
- 6 ICTの活用により、正しい情報の受信と発信ができるようにしよう。
- 7 長い人生を生きるための体力をつけ、健康を守ろう。

学章デザイン

元岐阜大学教授 坂井範一

1. 岐阜大学の校章は鵜舟と篝火を意味する。
篝火は学問を、舟は人類の幸福を意味するであろう。
2. 陰陽2体の組み合わせは天地自然を意味する。
総ての存在と活動、調和とバランスを意味するであろう。
3. 黒とオレンジ色の組み合わせは意思と情熱を意味する。
また感性の豊かさと品位を意味するであろう。
4. 単純化された形は現代の清潔感と活動性を意味する。
それはまた時代の速度と知性を意味するであろう。



岐阜大学ロゴマーク



岐阜大学ロゴマークは、岐阜大学設立60周年を迎えた平成21年、デザインを全国に広く公募した後、学内の教職員および学生の投票によって決定されました。このロゴマークは、岐阜大学学章に内包された豊かな意味と、過去60年間の岐阜大学の営みの蓄積を踏まえ、
●わが国屈指の質の高い高等教育システムの実現（学び）
●生命、環境科学をはじめとする豊かな自然と人との調和を目指す研究拠点（究め）
●地域の発展に寄与することによる教育研究活動の充実（貢献する）
これら岐阜の地での豊かな教育研究活動が、日本全体・そして世界へと発信されて行くこと、そして岐阜大学学生が自らの将来に矢のようにまっすぐ進むことを祈念してデザインされています。また学章が力強い弓と融合し、岐阜大学の頭文字「G」を形作っています。

東海国立大学機構について

2020年4月の法人統合により、地域貢献を使命とする岐阜大学と世界の研究大学を目指す名古屋大学から構成される国立大学法人東海国立大学機構が誕生しました。教育分野においては、新たな価値を創造して社会課題に対応できる人材を送り出すために、両大学は大学の枠を超えて連携する「アカデミック・セントラル」を設けました。「勇気をもってともに未来をつくる」の共通理念のもと、リベラル・アーツ教育や、地域や企業と連携した教育、数理・データ科学教育など、教育の一層の充実を推進していきます。また、いくつかの授業において両大学の学生が共に参加することや、両大学の図書館からの圖書の貸出を受けることが可能です。



東海国立大学機構HP

新入生の皆さんへ

ようこそ、「ワン・キャンパス」岐阜大学へ。

これから皆さんが学生生活を送る岐阜大学は、5学部1学環の様々な専門分野の研究を進めている700名以上の教員、留学生を含む7,000名以上の学部生・大学院生が一つのキャンパス——ワン・キャンパス——に集っています。そのため岐阜大学キャンパスでは、所属学部・学環の教員から専門分野を学ぶだけではなく、他学部・学環の教員から横断的・総合的分野を学ぶことができます。とりわけ1年次より履修する共通教育は、入学した学部・学環以外の先生方の講義を受講できる貴重な機会になっています。

また、仲間との交流を通して、社会で活躍する基盤となる力を身に付ける学びを経験できます。講義やセミナーでの交流に加え、文化系・体育系合わせて約70団体のサークル、40以上の同好会の活動を通して、さまざまな仲間と交流できるのは、まさにワン・キャンパスの大学ならではの経験と言えます。

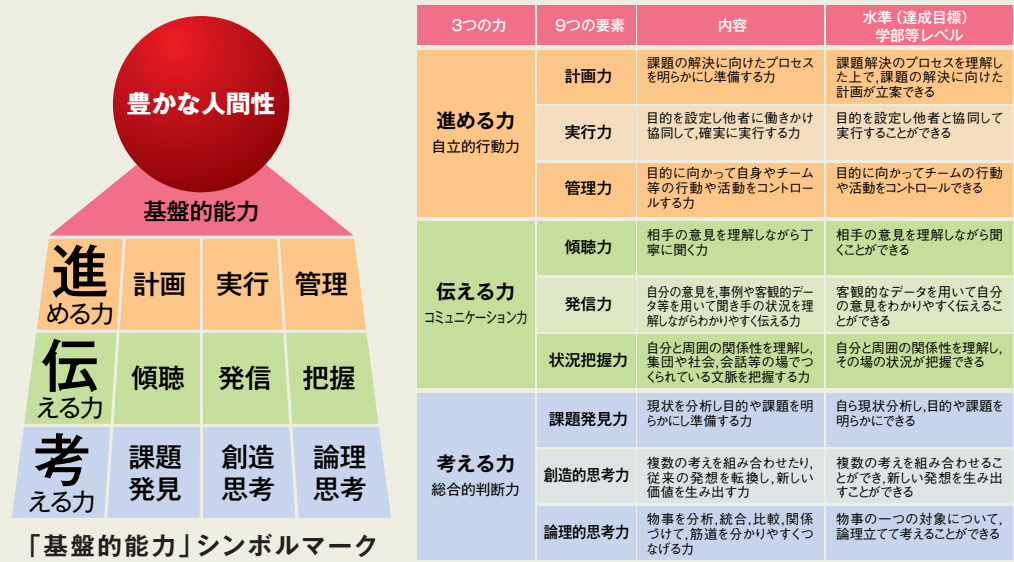
以下に示す卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、社会に対し岐阜大学の卒業生がどのような力をもった人間であるかをアピールするために公表しているものです。

卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)	岐阜大学は、全ての学部が1つのキャンパスにある特徴を教育・研究の両面に活かし、高度な専門職業人の養成に主眼を置いた教育、教育の基盤としての質の高い研究、地域に根ざした国際化を展開しています。また、岐阜大学は「学び、究め、貢献する」人材を社会に送り出すことを理念・目標に掲げ、以下の基盤的能力及び専門的能力を総合的に身に付けた人に学士の学位を授与します。 ・豊かな人間性を支える基盤的能力 －考える力（総合的判断力） －伝える力（コミュニケーション力） －進める力（自立的行動力） ・専門職業人として必要な専門的能力 －社会に貢献できる専門的知識・技能 －深い見識と専門分野に立脚した見方・考え方 －広い教養と高い倫理観に基づく社会的責任感
教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)	岐阜大学は、基盤的能力及び専門的能力を備えた人材を育成するため、以下の方針に基づいて到達目標を明確にした体系的な教育課程を編成し、点検・評価を通じた不断の改革に取り組みつつ実施します。 ・豊かな人間性を支える基盤的能力を培う ・自らの学習成果を適切に評価し、自主的な学習に責任をもって取り組む態度を培う ・人文科学、社会科学、自然科学、岐阜学、スポーツ・健康科学、英語／言語と文化、社会人リテラシー及び数理・データサイエンス・AIの各分野にわたる教養教育を実施し、生涯学習の基礎を培う ・専門分野を生かした見方・考え方を培う ・社会的責任を果たすことができる倫理観を培う

カリキュラム・ポリシーの中に、「基盤的能力」と「専門的能力」ということばがあります。各学部で伸ばしていく専門的能力の土台となる力が、以下に示す基盤的能力です。

基盤的能力

この表は岐阜大学において育成すべき「基盤的能力」の3つの力、9つの要素の内容と学部等レベルでの達成目標（水準）を表わしています。



「基盤的能力」シンボルマーク

私たち岐阜大学では、この基盤的能力を、下から「考える力」、「伝える力」、「進める力」と3層を成し、それぞれ3つの要素によって構成されるものと位置付けています。岐阜大学の授業内容を記したシラバスには、これらの基盤的能力のどの要素を重点的に学ぶ授業であるかを明記してありますので、皆さん自身がどのような力をもった人間を目指していくかの指標となるでしょう。

また、正課の授業のほかにも、サークル活動、種々のボランティア活動などの課外活動でこれらの力を培うこともできます。岐阜大学では、このような基盤的能力を可視化するシステムを開発中です。学部で養う専門的能力の基礎となる豊かな人間性の核たる基盤的能力を適切に育んだことは、卒業後も長く社会に示すことが可能になります。

さて、この『CAMPUS GUIDE』という小冊子には、学生生活や大学紹介など学生諸君に必要なことがすべて書かれています。学生生活で気を付けなければならないこと、大学に入学してまず学ぶ全学共通教育のこと、そして皆さんの居場所となる施設の紹介、困ったときに学業を続けるための奨学金などの支援、そして将来の就職支援のことに加えて、課外活動や留学の情報もあります。一度通読しておくことをお勧めします。また、後半部分には、学則等の規則も掲載されています。進学や卒業の際に守るべきルールは、機会あるごとに確認することも肝要です。

さらに、困った時には一人で悩まずに誰か相談する方法も記載しています。そして、なによりも忘れないでほしいのは、この『CAMPUS GUIDE』の向こうに、皆さんを全力で応援する岐阜大学の教職員がいることです。各学部・学環等の教職員はキャンパスライフヘルパーとして皆さんの相談に応じます。

岐阜大学での4年間あるいは6年間の学生生活が、あなたの人生でもっとも有意義な一時期であったと言えるよう、適切な学力を付けていくとともに学生生活を楽しんでください。

キャンパスMAP



学部・大学院

- D-3 ① 教育学部・教育学研究科
C-3 ② 地域科学部
B-1 ③ 医学系研究科・医学部
D-4 ④ 工学部・自然科学技術研究科
D-4 ⑤ 応用生物科学部・自然科学技術研究科
C-4 ⑥ 社会システム経営学環
E-5 ⑦ 大学院連合農学研究科
E-5 ⑧ 大学院共同獣医学研究科, 大学院連合獣医学研究科
C-2 ⑨ 連合創薬医療情報研究科

図書館

- D-4 ⑩ 図書館
B-2 ⑪ 医学図書館

教育推進・学生支援機構

- C-4 ⑫ 全学共通教育事務室
E-4 ⑬ キャリア・就職支援センター（就職支援室）
D-3 ⑭ Sky ACADEMIC CORE

岐阜大学学術研究・産学官連携推進本部

- C-4 ⑮ 岐阜大学学術研究・産学官連携推進本部

地域協学センター

- C-4 ⑯ 地域協学センター

研究施設

- D-5 ⑰ 高等研究院環境社会共生体研究センター

共同教育研究支援施設等

- E-5 ⑱ 高等研究院研究基盤センター（ゲノム研究分野）
B-2 ⑲ 高等研究院研究基盤センター（嫌気性菌研究分野）
C-5 ⑳ 高等研究院研究基盤センター（機器分析分野）
D-5 ㉑ 情報館
C-4 ㉒ グローカル推進機構日本語・日本文化教育センター
E-3 ㉓ 保健管理センター
E-4 ㉔ ウェルネスルーム

- E-3 ㉕ 学務部（教務課, 学生支援課, 入試課）

全国共同利用施設

- B-1 ㉖ 医学教育開発研究センター（MEDC）

グローバル推進機構（GU-GLOCAL）

- D-4 ㉗ グローカル推進機構（GU-GLOCAL）

学部附属の教育研究施設（主なもの）

- 教育学部 D-3 ㉘ 附属特別支援教育センター
医学部 B-1 ㉙ 附属病院
医学部 B-1 ㉚ 附属地域医療医学センター
工学部 D-5 ㉛ 附属インフラマネジメント技術研究センター
応用生物科学部 F-5 ㉜ 附属岐阜フィールド科学教育研究センター
応用生物科学部 E-5 ㉝ 附属動物病院
応用生物科学部 E-5 ㉞ 附属野生動物管理学研究センター
応用生物科学部 D-4 ㉟ 附属共同獣医学教育開発推進センター

建物

- E-3 ① 守衛室
D-4 ② 講堂
C-4 ③ 全学共通教育講義棟
B-2 ④ 医学部記念会館
E-4 ⑤ 学生会館
C-4 ⑥ 第二食堂
E-3 ⑦ コンビニエンスストア

- C-4 ⑧ 体育館
C-4 ⑨ 武道館
C-3 ⑩ 第二体育館
C-3 ⑪ 音楽棟
C-3 ⑫ 美術・技術棟
B-3 ⑬ 宇宙電波観測所

- F-4 ⑭ 国際交流会館A-棟
F-4 ⑮ 国際交流会館B-棟
F-4 ⑯ 国際交流会館C-棟
F-4 ⑰ 柳戸会館
A-4 ⑱ 黒野寮
C-2 ⑲ 福利厚生棟
C-5 ⑳ 総合研究棟Ⅰ
C-5 ㉑ 総合研究棟Ⅱ
E-3 ㉒ Tokai Open Innovation Complex 岐阜サイト (OKB岐阜大学プラザ)

- バス乗り場
タクシー乗り場
身障者駐車場
A~F 駐車場
駐輪場

- トイレ
食堂
売店
郵便局
ATM
AED

▲ 建物入口

Contents

8 知っておこう キャンパスルール

- 10 通学におけるルールとマナー
- 12 キャンパスは敷地内全面禁煙
- 12 インターネットを利用する時の注意事項
- 13 著作権について
- 14 悪徳商法（マルチ商法、デパート商法、クーリング・オフ制度）
- 16 クリーンキャンパス
- 16 環境対策の取り組み

18 学生生活スタートアップ

- 20 大学からの周知・連絡方法
- 20 表彰・懲戒
- 21 SA（Student Assistant）制度について
- 21 学内の業務に従事する場合の注意事項
- 22 授業料の納入方法
- 22 個人情報の取扱い
- 23 Webシステム・サイト一覧

24 こんな時はどうする？

- 26 学生証
- 26 休学・復学・退学・除籍
- 26 現住所の変更・届出
- 27 証明書自動発行機
- 27 在学証明書・学割証の発行
- 28 通学定期乗車券発行証の交付
- 28 事故等の届出
- 28 掲示・集会、印刷物の発行・配布
- 28 施設及び物品の使用
- 29 紛失・盗難等の届出
- 29 予防接種
- 29 感染症予防について
- 30 キャンパスライフヘルパー
- 30 ハラスメント相談

32 授業のこと、 履修のながれ

- 34 教養教育を履修する学生のみなさんへ
- 34 単位制度
- 35 全学共通教育科目
- 36 連携開設科目
- 36 次世代地域リーダー育成プログラム
- 37 修得すべき単位数
- 38 Webシラバス
- 38 気象警報発表時及び交通障害時における授業の取扱いについて
- 40 単位認定
- 41 履修に関する基礎用語

42 キャリア・就職支援 のこと

- 44 キャリア・学生支援センター（就職支援室）
- 45 就職に関連する情報
- 45 就職活動支援行事

46 学生生活を 豊かにするために

- 48 課外活動
- 48 ボランティア活動
- 49 学生寮（黒野寮）
- 49 アルバイト・住まいの紹介
- 50 授業料の減免・納付猶予
- 50 奨学金
- 51 大学生のための傷害保険

52 岐阜大学の 国際交流について知ろう

- 54 留学のタイプ
- 54 留学までのステップ（語学力・経費関係は除く）
- 54 短期英語研修プログラム
- 55 交換留学
- 55 学術交流協定大学一覧
- 56 その他の一般的な留学
- 56 日本語・日本文化教育センター
- 57 留学生に対するチューター制度
- 57 外国人留学生在が入学後に日本でする必要な手続
- 57 留学支援室
- 57 国際交流会館（A・B棟）

58 大学の施設を知ろう

- 60 図書館
- 61 医学図書館
- 62 情報館
- 63 自習室として利用できる施設
- 64 保健管理センター
（健康相談、障害学生支援など）
- 68 大学会館
- 69 コンビニ・広報プラザ
- 70 第2食堂・PECO「ペコ」
- 70 医学部教育・福利棟

71 岐阜大学学則等

82 学年暦（令和7年度）

84 令和7年度 授業時間

85 岐阜大学愛唱歌

86 大規模災害が発生したら

※本冊子は令和6年度中に作成したため、令和7年度の組織改組等を十分に反映できていない可能性があります。
HP等で最新の情報を確認してください。

知っておこうキャンパスルール

学生の皆さんが学生生活を送るうえで大切なことを掲載しています。何かわからないことがあったときに、参務部は皆さんが安心して勉学に専念し、それぞれの個性を伸ばし能力を生かすための修学上、経済上、健康

考にしてください。さまざまな問題に直面したときはひとりで悩まず、気軽に学務部へ相談してください。学上等、安定した環境整備と条件整備に努めています。皆さんの学生生活が充実したものになるよう願っています。

Webサイトは
こちらから



携帯電話の種類により若干見にくい部分があります。ご了承ください。

通学におけるルールとマナー

自動車通学について

本学は、入構ゲートシステムを採用しています。ゲートを通過するためには、事前に入構ゲートカードの発行を受け、所持している必要があります。カードは、通学距離の条件を満たす学生に対して、駐車場数の範囲内で交付されますが、免許取得後1年未満の学生及び学部1年次生・2年次生へは、特別の場合を除き交付されないことをご承知おください。また、学部3年次生以上であっても、必ずしもカードが交付されるとは限りませんので、交付を希望する場合は、所属学部の学務係にお問い合わせください。

大学構内は、一般道と同様の交通規制を敷いています。制限速度を守り、路上や歩道などに駐車しないよう心掛けてください。駐車場以外に駐車した場合は、チェーンロックを行う場合があります。学外においても、大学近隣の商業施設駐車場に無断駐車することは、私有地における不法行為としてあなた自身が損害賠償請求されることとなります。絶対にそのようなことはしてはいけません。

車を運転するなら自動車保険に加入していることは当然のことですが、大学生の場合、自動車保険が「家族限定」となっている場合が多く、友人に車を貸して事故を起したが損害賠償を保険で支払えない事態に陥ることがしばしばあります。自分以外の友人などに車を貸すことはやめましょう。

バス通学について

大学路線バスは、大学を経由して大学病院へ運行されています。バスに乗車される方は、病院に通う体調の悪い方、高齢の方、病気の方等です。これらの方が優先的に利用できるよう、健康な学生は優先席を譲ってください。また、車内で他人に不快を与える大声での会話は慎みましょう。皆さんは学生であると同時に社会人としてのマナーを守り、座席を譲る等、弱者を支え合う思いやりのある行動を取ってください。

バイク通学について

大学構内は、一般道と同様の交通規制を敷いています。制限速度を守り、所定の駐輪場に駐輪してください。特に、保健管理センター近辺は救急車が乗入れますので、白線内に整列駐輪してください。また、中央広場等（バス停から大学会館前、図書館付近、全学共通教育講義棟前など）は、バイク乗入れを全面禁止としています。

自転車通学について

自転車と歩行者の事故が多発していることを受け、2022年4月、岐阜県自転車条例が施行されました。同条例では、ヘルメット着用などの安全運転義務はもとより、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。自転車を運転する場合は、必ず、自転車損害賠償責任保険等に加入してください。

構内は、各建物付近に所定の駐輪場・駐輪スペースが設けられています。それ以外の場所に駐輪しないでください。また、自転車の盗難が後を絶ちません。自転車盗難のほとんどが鍵のかけ忘れによるものです。駐輪する際は、必ず2重ロック（2か所に鍵をかける）を心掛けてください。

構内における放置自転車の問題も後を絶ちません。卒業を機に自転車を放置するようなことは絶対にしないでください。

バイク、自転車の撤去・処分について

バイク、自転車を所定の場所以外に駐輪した場合は、強制移動や車輪ロックを行います。特に、視覚障害者用歩行道路（点字ブロック上やその周辺）には絶対に駐輪しないでください。

また、駐輪場内であっても、長期にわたって放置されているバイク・自転車については、所有権を放棄したものとみなし、大学で処分します。その場合、大学は処分について一切の責任を負いません。

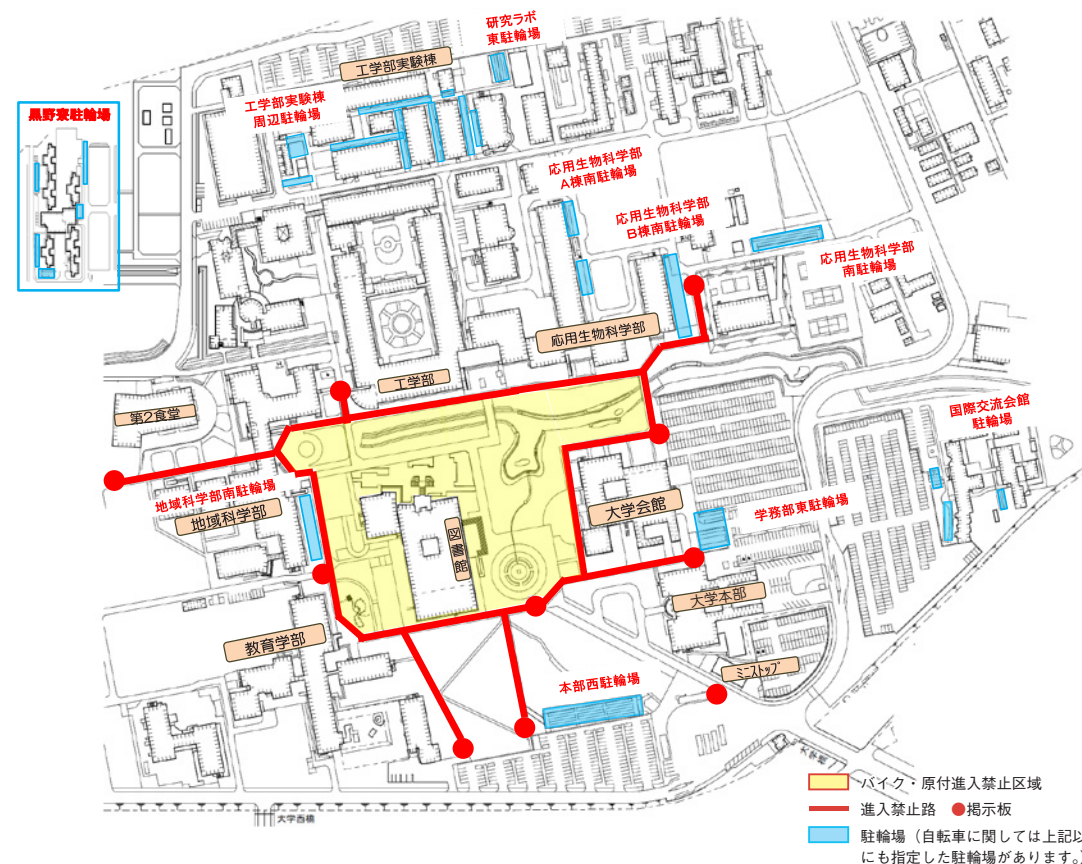
学務部 | MAP E-3 (P4)

教務課
☎058-293-2133



関連サイトを
ご覧いただけます。

黄色の範囲は、二輪車(バイク・原付)の進入禁止区域です！



岐阜大学 柳戸地区構内交通対策要項（抜粋）

（定義）

第2 この要項における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 「自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- 二 「二輪車」とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
- 三 「車両」とは、自動車及び二輪車をいう。

（遵守事項）

第4 車両により入構した者は、道路交通関係法令のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 車両で通行できる道路は、構内道路及び構内道路から宿舍、駐車場又は駐輪場へ至る道路とする。
- 二 駐車場及び駐輪場以外の場所では駐車しないこと。
- 三 車両は、レンガ、石等で舗装された広場及び道路に駐車しないこと。

法令順守を心掛けてください。

令和元年12月1日に改正道路交通法が施行されました。

スマートフォン使用中（ながらスマホ）の罰則が強化されるとともに、同違反に係る基礎点数及び反則金の額が引き上げられました。（参考：全日本交通安全協会HP <https://www.jtsa.or.jp/new/koutsuhou-kaisei.html>）

岐阜大学キャンパス情報ネットワークを利用する際に知っておいてほしいこと

岐阜大学のキャンパス情報ネットワークを利用する際は、必ず次のルールを守って、安心・安全にインターネットを利用してもらえることを願っています。

1 講義や自主学習等を目的として利用してください

岐阜大学キャンパス情報ネットワークは、教育・研究及びこれに関連する活動のために運用されています。この目的に反する利用は許されていません。

2 ネットワークセキュリティを侵す行為は処罰対象となり得ます

東海国立大学機構から発行されたユーザアカウントを友人等と貸し借りする、自分のパスワードをノート等にメモする、簡単な文字列を設定するなどの行為は、自分だけでなく、大学全体のネットワークの安全性を脅かすことにつながるため、決して行ってはいけません。また、公式サポートが終了したOSを使用している機器や、セキュリティ対策を行っていない機器など、セキュリティに問題のある機器をネットワークに接続してはいけません。

3 大学内の各種連絡やお問い合わせ等には、東海国立大学機構が発行するメールアドレスを利用してください

個人的に利用している商用プロバイダや携帯電話会社のキャリアメールなどが発行するメールアドレス（Gmail、Yahoo!メールなど）では本人の確認ができません。大学内の各種連絡やお問い合わせ等には、必ず東海国立大学機構が発行するメールアドレスを利用してください。

4 キャンパス情報ネットワークの運用に協力してください

ネットワークシステムの保守作業やセキュリティ対策などのために、一時的な利用停止など利用者に不便をかけることがあります。これは、大学全体の利便性や安全性を確保するため必要であるため、ご協力をお願いします。

学務部 | MAP E-3 (P4)

著作権について

著作者の著作権を尊重するときの原則は、「他人が作ったものを無断でコピーしてはいけない」ということです。例えば、他人の自転車を無断で使ってはいけないということは、誰でも理解しているでしょう。自転車を無断で使用したら、所有権の侵害になります。しかし、著作権のように無体物の場合には、持ち主に迷惑をかけていない、他人の権利を侵害していない、という錯覚に陥りがちです。

更に、こんなにコピー機が普及していない頃には書き写すのが一般的で大変な労力をともなう作業でしたが、インターネット上やパソコン上では指先のちょっとした動きで簡単に大量にコピーができてしまいます。つまり、簡単に他人の権利を侵害してしまう恐れがあります。権利侵害には十分注意しましょう。

著作権による保護の対象となるもの（著作物）は著作権法に規定されており、第十条一項にて下記のとおり例示されています。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------|
| (1)小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物 | (2)音楽の著作物 |
| (3)舞踊又は無言劇の著作物 | (4)絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物 |
| (5)建築の著作物 | |
| (6)地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物 | |
| (7)映画の著作物 | (8)写真の著作物 |
| (9)プログラムの著作物 | |

著作権のあるもの（著作物）を著作者の許諾を得ないで無断で利用すれば、著作権侵害となります。注意しましょう。

保健管理センター | MAP E-3 (P4)

キャンパスは敷地内全面禁煙

岐阜大学は、学生の皆さんが大学生時代に生涯の健康を守るための習慣を身に付けることが大切だと考えています。

そのひとつとして学生時代に喫煙習慣を付けないようにするために、健康的で美しいキャンパスを目指して「キャンパス内全面禁煙」としています。

この効果は、学部学生の喫煙率が、1998年の〈14.6%〉から2023年の〈1.1%〉まで低下したことからも明らかです。



岐阜大学禁煙宣言

喫煙は、がん、心臓病、脳卒中、呼吸器疾患、糖尿病、歯周病などの生活習慣病、さらには妊婦、子供の健康に大きな影響を与えます。

喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない重大な健康問題です。

人材育成と社会貢献を使命とする岐阜大学は、2005年4月から健康的で美しいキャンパスを目指し「**キャンパス内全面禁煙**」を宣言しました。



禁煙サポートについて

保健管理センターでは、無料で禁煙支援を行っています。ニコチンパッチを使用したニコチン代替療法により無理なく禁煙できます。

喫煙習慣のある方は、自己健康管理のため、保健管理センターで相談してください。（保健管理センター ☎058-293-2174）

学務部 | MAP E-3 (P4)

インターネットを利用する時の注意事項

学生の皆さんは、パソコンやスマートフォン・タブレット端末を用いてインターネットを利用していることと思います。大学生活でも、各種通知・申請や証明書発行依頼、講義資料の閲覧やレポート提出など、インターネットを活用する場面はとてたくさんあります。

しかし、不適切・不用意なインターネットの利用は、他者に迷惑や損害を与えたり、自分や友人の家族にも大きな迷惑を与えたりします。

学生の皆さんが安心・安全にインターネットを利用できるよう、利用する際の“常識”を理解しましょう。



インターネット上の情報はほとんど著作物です。安易にレポートに使用しないこと。使用時は、ルールに従った方法（引用ルール）で利用しましょう。

2011年1月より著作権法が改正され、違法にアップロードされている音楽や映像をダウンロードすることは、たとえ私的利用であっても、違法な行為となりました。ファイル交換ソフトなどで流通している音楽や映画のファイル、ゲームソフトは、ほとんどが違法にアップロードされている物ですので、違法ダウンロードや、権利侵害、個人情報の漏洩につながるファイル交換ソフトを使わないようにしましょう。

（参考：文化庁HP <https://www.bunka.go.jp/index.html> 参考図書：岡本薫「著作権の考え方」岩波新書）

学務部 | MAP E-3 (P4)

悪徳商法（マルチ商法、デート商法、クーリング・オフ制度）

近年、若者をターゲットにした「悪徳商法」と呼ばれる、悪質な物品の販売や強引な会員等の入会勧誘等の被害やトラブルが多発し社会問題となっています。

うまい話や甘い言葉にのせられて、安易に契約書にサインや印鑑を押してしまい、その後の処置のために勉強が手につかなかったり、経済的に苦しみ、人生を誤ってしまうケースさえあります。

(1)恋愛感情を巧みに利用し、契約へと誘導し高額な商品を買わされるのが「**デート商法**」です。携帯電話の「**メル友**」や出会い系サイトには危険がいっぱいです。

(2)楽して大儲けできるような誘いに乗って友達等に商品を売りつけるのが「**マルチ商法**」です。

商売はそんなに甘くありません。結局は、借金を抱えたり、友人を失うことになります。

(3)商品を売りつけるマルチ商法に対して、具体的な商品（モノ）ではなく、暗号資産（仮想通貨）や投資を商材にしたものが「**モノなしマルチ商法**」です。

投資の仕組みも分からず、不動産投資で仮想通貨の配当や人に紹介して報酬が得られるといった甘い勧誘にのらないようにしましょう。

(4)「アンケートに答えて」などと誘い出し、商品などを買わせるのが「**キャッチセールス**」です。

その場の雰囲気や契約することのないよう慎重・冷静に対処しましょう。

(5)交通事故の示談金を装い家族に学生が関係した事故が発生したので直ちに示談金を振り込ませる手口の「**振り込め詐欺**」が発生しています。このような、突然の電話があった場合に、家族が慎重・冷静に対応できるよう、日頃から家族への緊密な連絡を心がけてください。

また、心あたりのない請求書が郵送されたり、迷惑メールで不当請求されるなど、身に覚えのない請求がきた場合は、一人で対応せずに家族に相談してください。

以上の様な事柄に直面した時は、その場で直ちに契約書にサインや押印をすることはやめ、冷静に考えてください。世の中にはうまい話はそうありません。もし、被害にあったり、契約書にサインをしてしまって困った場合には、個人で解決しようとせずに、必ず学生支援課、各学部等学務担当係、あるいは下記の相談窓口等に勇気をもって相談してください。

悪質商法に関する主な相談窓口

国民生活センター	https://www.kokusen.go.jp/
岐阜県県民生活相談センター	☎058-277-1003
岐阜市消費生活センター	☎058-214-2666
岐阜県警察安全相談室	☎058-272-9110
岐阜県弁護士会	☎058-265-0020 など

—参考になる情報—



関連サイトを
ご覧いただけます。

怪しげな勧誘に注意

大学キャンパス内では、学外者による販売行為や宗教活動・勧誘活動は一切許可していません。それにもかかわらず、キャンパス内においてこれらの勧誘等を行う者がいます。また、彼ら彼女らが皆さんの自宅へ訪問することもあります。

具体例をあげますと、カルト宗教の勧誘があります。皆さんも、宗教団体等の反社会的な行為や不可解な行動が大きな社会問題になったことはご承知のことと思います。不安定な心理状態でいると、勧誘活動をする宗教あるいは宗教的な団体の勧誘を受けて心が揺らぎ、何となく引きずられるように、最初は見学からと巧妙に誘いをかけ、どんどん取り込まれて、やがては入信することになってしまいます。例えば、「自己啓発セミナー」と称して参加させることから始めて、入信を勧誘するケースです。そして修行によって「何か」が得られると信じさせるものです。最近は大學生のみならず、高校生をもターゲットにしている動きもあります。勧誘の手口は、個別勧誘、戸別訪問のほか、メールマガジン、SNS等インターネットを使ったものもあります。

勧誘は、いつも始めは優しく誘い、脱会は自由ですと言いながら、入会や入信後はなかなか脱会しにくいようになっています。

正体を隠した勧誘は違法です。「自分には関係ない」「自分は勧誘されてもひっかからない」と自分を過信しないでください。もし少しでもおかしいと感じることがあったら、学生支援課に相談してください。

「危険な宗教」にのめり込まないための対策

- ◆誘われたグループについて、インターネット等も活用し、情報を集める。偏った情報や偽りの情報が提供されていないかを確認する。
- ◆少しでも疑問を感じたら、はっきりと断る。たとえ勧誘した人が魅力的に見えてもきっぱりと断る。
- ◆誰かに相談する。友人や家族など、第三者の意見や評価を聞く。
- ◆どんな状況においても自分自身を見失わない。

宗教への勧誘にしろ、悪徳商法、マルチ商法にしろ、きっぱり断ることが肝心です。

薬物について

昨今複数の大学において学生が大麻所持・栽培等により取締法違反容疑で逮捕されるとともに、また社会においても危険ドラッグなども問題となっています。

大麻等の薬物は、本人の健康のみならず精神をも破壊し人生をボロボロにする魔の薬です。

貴重な学生生活が台無しとなるばかりでなく家族にも多大な迷惑を及ぼすこととなりますので、絶対に関与しないでください。

クーリング・オフ制度

巧みで強引なセールストークに乗せられて契約してしまい、後になって冷静に考え直すと、不必要な契約だったと後悔する場合があります。

こんな時、クーリング・オフをすると、一定条件のもとに、一方的に申し込みの撤回・契約の解除ができます。契約日を含めて8日以内（マルチ商法は20日以内）であれば、無条件で契約を解除することができます。

なお、通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。

クーリング・オフの詳細については、前のページの相談窓口等にご相談ください。

岐阜大学のキャンパスは多くの動植物が生息する自然豊かで美しいキャンパスです。
年に数回、キャンパスや近隣地区を美しく保つため、サークルやボランティアの学生・教職員によるクリーンキャンパス活動が実施され、清掃活動や花の苗植えが行われています。
皆さんもクリーンキャンパスに積極的に参加するとともに、自然を大切にする、ポイ捨てをしない、自転車や粗大ゴミ等の不法投棄をしないなど、マナーの順守をお願いします。
サークルによる粗大ゴミ等の処分の仕方については学務部学生支援課へご相談ください。

岐阜大学環境方針に基づき、環境に配慮した特色ある諸活動を継続的に展開し、地域社会に貢献し、地域とともにありつづける大学として「環境ユニバーシティ」を宣言しました。(2009年11月27日)

岐阜大学は、本学が掲げる理念を達成するとともに、「環境ユニバーシティ」としての取組みを継続発展させ、環境に配慮した大学環境を創り出すとともに、環境を担う優れた人材育成に努めます。

1. 岐阜大学の特長を生かした環境教育・研究を推進します。
2. 教育・研究活動の環境側面を常に認識し、環境影響を評価し、汚染の予防に努めます。
3. 省エネルギー、省資源を推進し環境負荷の一層の軽減に努めます。
4. 教育・研究に関わる順守義務の適合に努めます。
5. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図ります。
6. 教育・研究を通して、気候変動の緩和・適応及び生物多様性の保護に寄与します。
7. 毎年度活動目標を設定し、達成していきます。

岐阜大学は、この環境方針を学内外に周知し、広く公開します。

岐阜大学は全学でISO14001に準拠した環境マネジメントシステムを運用しています。(附属病院を除く)
ISO14001は環境に配慮した組織運営をするための国際規格です。

教室を最後に出るときは消灯しよう

空調の温度設定は控え目に
(室温の目安: 夏28℃, 冬19℃)

できるだけ階段を使おう

ごみは分別しよう

環境対策室では、環境活動と一緒にしてくれる学生を募集しています。
興味のある方は、下記メールアドレスまでご連絡ください。
iso_ems@t.gifu-u.ac.jp



知っておこう
キャンパスルール

学生生活 スタートアップ

こんな時は
どうする？

授業のこと、
履修のながれ

キャリア・就職支援のこと

学生生活を豊かにするために

岐阜大学の国際交流について知ろう

大学の施設を
知ろう

学生生活スタート

いよいよ学生生活がスタートします！岐阜大学からのお知らせや、大学に提出した個人情報の取り扱い、ために、重要な情報を掲載しています。また、学生生活を送る上で便利なWebサイトも紹介しています。

Webサイトは
こちらから



携帯電話の種類により若干見にくい部分があります。ご了承ください。

トアアップ

授業料の納入方法、表彰に関してなど、これからのびのびと勉学に励み、充実した毎日を送っていただく
ぜひとも活用してください。

事務局
(総務部・企画部・財務部)
(学務部・施設管理課)

大学からの周知・連絡方法

学務部から皆さんへのお知らせなどの通知又は連絡は、公用掲示板で行うことを原則とし、この他に、学務情報システム、TACT、大学発行の電子メールアドレスを利用してお知らせする場合があります。

掲示を見落としたことを理由に、責任を免れることはできません。登校時又は昼休み等、日に一度は必ず大学公用掲示板、各学部等の掲示板を見るとともに、学務情報システムやTACTを見る習慣をつけてください。なお、電子メールによる通知は、確実に届かない場合がありますのでご了承ください。

学務部公用掲示板

- ▶主に奨学金、授業料免除の情報を掲示します。
- ▶本部棟東側（学務部入口北側壁面）又は全学共通教育講義棟ビロティー東側壁面の2ヶ所で案内します。

学務情報システム（Campus-G）

- ▶学生生活を支援するシステムとして、履修登録・休講補講情報の確認・成績の確認・出欠状況の確認・健康診断の予約・健康診断結果の確認・就職関連情報の確認などを、インターネットに接続できるパソコンから、キャンパス内だけでなく、自宅等からも利用することができます。
- ▶授業料免除申請や奨学金に関する情報の案内もあるため、1週間に1回程度、確認してください。

岐阜大学ホームページ

- ▶学内の様々な話題・情報を大学のホームページ上で公開しています。学生生活に関する有用な情報や大学のホットなNEWSなどが発信されていますので活用ください。

岐阜大学ホームページ <https://www.gifu-u.ac.jp/>

TACT

- ▶能動的学修を支援するLMS（Learning Management System）として、講義に関する連絡や講義資料の入手、レポートの提出などを、インターネットに接続できるパソコンから、キャンパス内だけでなく、自宅等からも利用することができます。詳細については、P23をご覧ください。

各学部等掲示板

- ▶各学部の学務係の窓口周辺に各学部掲示板が設置してあります。スペース等の関係で窓口周辺とは異なる場所に設置されている場合もありますので、詳細は所属学部等の学務担当係にお問い合わせください。

表彰・懲戒

学生として表彰に値する行為があったときは、学長がこれを表彰する制度（学生表彰）があります。（岐阜大学学生表彰規程 P75 参照）

- 「学生表彰」では、
- 在学期間中の学業成績が極めて優秀であった
 - 学術研究活動において特に顕著な業績を挙げ、学界や社会的に高い評価を受けた
 - 課外活動において、全国大会での優勝など、特に顕著な成績を挙げた



SA（Student Assistant）制度について

SA（Student Assistant）とは、学生の皆さんが各自の修学等に支障のない範囲の中で、教員の指導の下での授業補助や、学生が学生のための支援（障がいのある学生へのノートテイク、各種ガイダンスの運営補助等）をしたり、大学が実施する事業の補助をしたりする人達のことです。SAは、単なるアルバイトではなく、学生同士が共に成長することや、岐阜大学が皆さんに培い育んでもらいたい基盤的能力（考える力、伝える力、進める力）の向上を目的としているものです。（本学の非常勤職員として業務を行っていただきますので、履歴書等にも記載出来ます。）

学内の業務に従事する場合の注意事項

本学では、学生に対しチューデントアシスタント（SA）、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、その他、本学の教育・研究に関わる業務を依頼した場合、業務に対する報酬を本学からあなたの銀行口座に振り込みます。

学生に対して作業実態に基づき適正に支給した報酬の全部または一部を研究室等が回収する行為（還流行為）は社会的に不適切な行為とみなされる場合があります。このような疑念を生じさせないよう、本学では還流行為を禁止しています。万一、研究室等から当該報酬の返還または拠出を求められた場合は、事実確認が必要であるため、監査室にご相談・ご連絡願います。また、学外の実務事務所にも通報窓口を設置しています。



こんな時はどう する？

大学へ通う上で必要となる手続きのことや、さまざまな活動をする上での申請方法、交通事故や落し物の方法、施設・物品の使用許可、落し物や予防接種に関して、掲示・集会の許可などを紹介していますので、

の対処方法などを掲載しています。学生証や在学証明書などの発行方法、住所変更や休学などの届け出何か困ったことがあった時にはまずはこちらのページを参考にしてみてください。

Webサイトは
こちらから



携帯電話の種類により若干見にくい部分があります。ご了承ください。

学生証

学生証は、岐阜大学学生の身分を証明するもので、学生全員に交付します。常に携帯するとともに紛失しないよう大切に所持してください。特に、定期試験時や在学証明書や通学定期券購入時等の証明書を交付申請する際に提示する必要があります。また、授業によっては、学生証で出席をとる場合もあります。紛失等で再交付を希望する場合は、学務部窓口へ申し出てください。有料で再交付します。

学生証の取扱い上の注意

- 折り曲げないでください
- 強い衝撃を与えないでください
- 汚したり、傷つけないでください
- 保管場所に注意してください
- 強い磁気に近づけないでください
- 分解しないでください

休学・復学・退学・除籍

- (1) 病気、その他の事由によって引き続き3か月以上就学できない場合は、休学することができます。休学する場合は、休学願（病気のときは医師の診断書を添付する。）を所属する学部等の学務係に提出してください。
- (2) 休学期間中に、その事由が消滅した場合は、復学できますので、所属する学部等の学務係へ申し出てください。
- (3) 正当な理由がなく、長期に亘り欠席した場合、成業の見込みのない場合、あるいは授業料を滞納した場合は、退学を命ぜられる又は除籍されることがあります。

各学部等の連絡先



関連サイトをご覧ください。

現住所の変更・届出

入学後に現住所を定めたときは、「住所届」を必ず所属学部等の学務係に提出してください。また、住所を変更した場合は、学務情報システムで変更するとともにその都度、「住所変更届」を所属する学部等の学務係に必ず提出してください。

各学部等の連絡先



関連サイトをご覧ください。

証明書自動発行機

下記の証明書については、証明書自動発行機により発行されます。発行の際は、学生証と暗証番号が必要です。詳しくは、Webページをご確認ください。

1. 発行できる証明書

- ・在学証明書
- ・在籍証明書（非正規生）
- ・成績証明書
- ・学生旅客運賃割引証（学割証）
- ・健康診断証明書（定期健康診断受診者のみ）（P63参考）
- ・卒業（修了）見込証明書
- …最終学年のうち卒業（修了）見込者対象

※上記以外の証明書が必要な場合は、所属する学部等の学務係までお問い合わせください。

2. 設置場所・利用時間

- ・学生会館1階（8：30～19：00）
- ・医学部 教育・福利棟2階（8：30～19：00）
- ・学務部（8：45～17：00）

いずれも、月曜日から金曜日（祝日、年末・年始・夏季一斉休業日（※）及びデータ更新期間は除く。）の間、稼動しています。

※8月中旬の学務部学生対応窓口閉鎖期間

教務課
☎058-293-2150



関連サイトをご覧ください。

在学証明書・学割証の発行

在学証明書・成績証明書・学生旅客運賃割引証（学割証）・健康診断証明書は、証明書自動発行機を利用することで、即時に発行されます。（上記参照）
また、卒業（修了）予定年次の学生には、卒業（修了）見込証明書も証明書自動発行機を利用して発行することができます。

学割証は、片道の営業キロが100キロを超えるJRの乗車券に適用され、運賃が2割引になります。なお、学割証には、利用目的が決められていることから発行限度枚数は、学生（科目等履修生、研究生等の非正規生を除く）1人につき、1日4枚までに設定しています。

〈学割証の利用目的〉

- ・休暇、所用による帰省
- ・実験実習などの正課の教育活動
- ・学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外教育活動
- ・就職又は進学のための受験等
- ・学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・保護者の旅行への随行

【注意事項】

学割証は 観光や趣味・娯楽の旅行には使用できません。正課授業や課外活動、就職活動等に使用することができます。学割証の有効期間は発行日から3ヶ月です。ただし、卒業・退学等で学籍を失ってから使用はできません。

学割証は他人に譲渡することはできません。学割証の使用は本人に限ります。

学割証で乗車券を購入する時は必ず学生証を携帯してください。

学生証を不正使用すると通常運賃の3倍の追徴金が課せられ、大学全体が学割証発行停止処分を受けることになります。不正使用は絶対にしないでください。

教務課
☎058-293-2150
(学割証) 学生支援課
☎058-293-3198



関連サイトをご覧ください。

紛失・盗難等の届出

所持品の紛失・盗難に注意を！

キャンパス内は、大学関係者のみならず多くの人が出入りし、決して安全・安心ではありません。特に、体育の授業やサークル活動中には、財布やカギ、学生証等の所持品を鍵付ロッカー等で各自の責任で管理しましょう。

学内で金銭その他物品を忘れたり、落としたり、盗まれたことが判明した場合には、速やかに学務部学生支援課又は所属学部等の学務係に申し出てください。

また、学内で金品等を拾得した場合には、直ちに学務部学生支援課又は所属学部等の学務係に届け出てください。なお、落とし物は、落とし物ケース等に陳列されるか、貴重品においては金庫等で保管されますので、金品等を紛失した学生は、学務部学生支援課又は所属学部等の学務係を尋ねてください。

盗難の場合は、所轄の警察（黒野交番：058-239-0002）にも必ず届けてください。

学務部 | MAP E-3 (P4)

遺失物・拾得物・盗難



関連サイトを
ご覧いただけます。

保健管理センター | MAP E-3 (P4)

保健管理センター
「留学関連情報」



関連サイトを
ご覧いただけます。

保健管理センター | MAP E-3 (P4)

感染症報告用
フォーマット



関連サイトを
ご覧いただけます。

予防接種

- (1)岐阜大学では、新入生の定期健康診断で、新入生全員に麻疹、風疹、水痘（水ぼうそう）流行性耳下腺炎（おたふく）の抗体（抵抗力）価検査を実施しています。抗体が十分でなかった人は、自分の健康を守るため、また、大学内の感染症集団発生を予防するためワクチン接種を受けてください。
- (2)各種実習（病院、教育・介護実習など）前には予防接種記録が必要になります。担当教員の指示に従い、インフルエンザの予防接種も含め準備を整えてください。
- (3)海外渡航の前にも必要な予防接種があります。出発3か月前には、保健管理センター（P64）で相談してください。

海外留学健康の手引き <https://hoken.gifu-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/01/tebiki.pdf>

感染症予防について

学内で感染症が発生した場合は、その情報をいかに管理するかが重要です。本学では、学内の患者発生状況を一ヶ所に集約し、それを監視して休部、休講指示を即決する機能を保健管理センターが担当しています。そのために、発症の連絡・報告方法を学内で統一しています。感染症にかかったら、まず、所属学部等の学務係に連絡をしてください。

感染症に感染した場合は、感染症入力報告フォーマット（Microsoft Forms）に必要事項を入力して送信してください。

通学定期乗車券発行証の交付

通学定期乗車券の購入には、通学定期乗車券発行証を交付します。

- (1)岐阜バス、名古屋市営地下鉄、同市営バスの通学定期乗車券を購入する場合は、定期乗車券購入時に学生証を提示することで購入できます。
- (2)上記以外の交通機関の通学定期乗車券を購入する場合は、定期乗車券購入時に学生証と一緒に通学定期乗車券発行証を提示することで購入できます。通学定期乗車券発行証は、学務部学生支援課で交付します。新入生はガイダンスで封筒にて配布されます。なお、岐阜バスの通学定期券・バスカード（ayuca）は、岐阜大学消費生活協同組合でも購入できます。

学務部 | MAP E-3 (P4)

学生支援課

☎058-293-3198



関連サイトを
ご覧いただけます。

学務部 | MAP E-3 (P4)

交通事故の届出



関連サイトを
ご覧いただけます。

事故等の届出

自動車事故が多発しています。

安全運転に心がけてスピードは控えめに！

毎年、多くの本学学生が交通事故に遭遇しています。交通事故に遭わないよう、十分に注意をしてください。事故が発生した場合は、警察に届け出て、その後速やかに学務部学生支援課又は所属学部等の学務係へ届け出て指示を受けてください。

また、交通事故以外にも自身が事件・事故に遭われた場合は、同様に学務部学生支援課又は所属学部等の学務係へ届け出て指示を受けてください。

掲示・集会、印刷物の発行・配布

学生が、掲示・集会を行う場合は、学務部学生支援課又は所属学部等の学務係へ願出で許可又は承認を得てください。

また、新聞・雑誌その他の印刷物を発行又は配布しようとするときも同様に、学務部学生支援課又は所属学部等の学務係に届出て、許可又は承認を得てください。

学務部 | MAP E-3 (P4)

施設・物品の
借用・使用



関連サイトを
ご覧いただけます。

施設及び物品の使用

学生が、本学の施設及び物品を使用しようとするときは、まず、使用許可願又は借用願を学務部学生支援課又は所属学部等の学務係に提出し許可を得てください。ただし、授業や行事等で必ず希望どおり使用できるわけではありません。

施設及び物品の使用にあたっては、担当者の指示に従ってください。

学生支援課 | MAP E-3 (P4)

キャンパスライフヘルパー

勉学上や学生生活で困っていることなど、学生生活を過ごす上での幅広い相談の窓口として、キャンパスライフヘルパーが、皆さんの学生生活をサポートします。

キャンパスライフヘルパーは、各学部・研究科や学務部、保健管理センター、日本語・日本文化教育センターなどの教職員が担当しています。

- (対象範囲)
- ・健康、精神衛生に関すること
 - ・修学・履修に関すること
 - ・進路・就職に関すること
 - ・友人関係に関すること
 - ・課外活動に関すること
 - ・ハラスメントに関すること
 - ・その他学生生活に関すること



学生支援課・人事労務課 | MAP E-3 (P4)

ハラスメント相談

本学では、ハラスメントの防止及び排除のため、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するハラスメント相談員及びキャンパスライフヘルパーを所属学部・研究科等に配備しています。

また、本学専用に設けている外部相談窓口では、ハラスメントに関わる様々な相談に心理カウンセラー等の専門家が対応します。相談された内容については、相談者が希望する場合のみ大学へ報告されることになっておりますので、ハラスメントについてお悩みや気になること等があれば、お気軽にご利用ください。

なお、いずれに相談した場合も、相談内容の秘密を厳守しますので、相談者の不利益になることは一切ありません。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動をいいます。

セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、基本的にはその言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

セクシュアル・ハラスメントには、右の2種類の態様があります。

対価型セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動を行い、それに対する相手の対応によって一定の利益又は不利益に影響を与えること。

環境型セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動を行い、就学環境を悪化させること。



アカデミック・ハラスメント（アカハラ）

アカデミック・ハラスメントとは、教育研究の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して、教育指導、研究活動等において、いやがらせ、暴力的発言や行為など、下位の者に精神的・身体的な障害を与えることを言います。

- 教育指導に関するものでは、指導を行わないことや研究テーマの押しつけなど本人の自主性を認めない行為、学位や単位認定に関して不公平・不公正な対応をとることや進路に関する妨害や干渉などがあります。
- 研究活動に関するものでは、研究テーマを与えない或いは研究テーマを強制する行為や研究機器を使わせないなどの研究活動を妨害する行為と研究成果を奪ったり、発表や論文作成を妨害したりする行為など恣意的な行為などがそれにあたります。
- 日常的な場面で見られることとしては、暴力的あるいは人格を傷つける言動、悪口や中傷、プライバシーに関することを言いふらすこと、退学や休学を促したり示唆したりすることなどがあり、このような行為は、嫌がらせの意図の有無にかかわらず、教育を受ける権利、教育研究を行う権利、あるいは人格権・自己決定権への侵害にあたるものとしてアカデミック・ハラスメントとみなされることがあります。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

パワー・ハラスメントとは、立場や権力の優位性を背景に、精神的、身体的苦痛を与える理不尽な行為のことです。大学においては、課外活動などの先輩、後輩間において生じがちですが、優位性とは、先輩、後輩の上下関係のみではなく、例えば、後輩が先輩よりも客観的に優れた能力があり、これを故意に利用した場合であれば、後輩であっても先輩に対するパワーハラスメントになります。

アルコール・ハラスメント（アルハラ）

アルコール・ハラスメントとは、酒にまつわる嫌がらせ・人権侵害のことです。イッキ飲み、無理強いして飲ませる、酔ってからんだり暴言・暴力・セクハラなどのアルコール・ハラスメント行為によっては、命を失わせたり、また、傷害などの犯罪に発展する可能性のある極めて悪質かつ危険な行為であり、処分など厳正な措置をとることになります。

いうまでもなく20歳未満の飲酒は厳禁です。岐阜大学は20歳未満の飲酒を厳しく処分します。

授業のこと, 履

大学に入学して、豊かな教養と確かな専門的知識、技能を身に付けていくにあたり、さまざまな履
学習計画を立てることがとても大切です。全学共通教育の概要、卒業するために必要な授業の選び方、

修のながれ

修科目の選び方があります。学生の皆さんにとっては、入学直後、まずはこの履修の流れを把握し、
履修案内・授業案内（シラバス）の見方、台風の際の対処方法などをまとめて紹介します。

Webサイトは
こちらから



携帯電話の種類により若干見にくい部分があります。ご了承ください。

教養科目を履修する学生のみなさんへ

教育推進・学生支援機構では、教養教育をより良くするため、学生による「授業評価アンケート」を実施しています。みなさんの先輩からの貴重な意見を右のようにまとめました。この指針にそって、より有意義な教養科目の履修を願ってやみません。

教養教育はつまらない、無駄だという言葉をよく耳にしますが、それは誤りです。みなさんが追究する専門分野の科目に加えて、文系学生に理系の考え方を、理系学生に文系の考え方を身につけてもらい、深くて豊かな知性をもった人間として、社会で活躍してもらいたいです。

1. 教養とは何かを知ろう

「教養とは何か」を自ら考えてみましょう。
他の学問・分野を知り、多様なものの考え方を学びましょう。
自分を見つめるきっかけにしましょう。

2. 履修する科目を探そう

「単位を取りやすい科目」ではなく、「学びたい科目」を取りましょう。

3. 能動的に学ぶ姿勢を持とう

「なぜ？」という「問い」を立ててみましょう。
自ら求めて門を叩いて学ぶ姿勢を持ちましょう。

4. マナーを守ろう

基本的な社会ルールを身につけ、「学習マナー」を守りましょう。

単位制度

- (1) 授業科目の学修を数量的に表すために「単位」という概念が使われています。
- (2) 授業科目の形態・コマ数により、単位の計算方法はそれぞれ異なります。全学共通教育科目の単位及び授業時間数は次のとおりです。1コマ（90分）は2時間として計算されます。

科目区分	単 位	授業時間数
初年次セミナー，人文科学，社会科学，自然科学，岐阜学，スポーツ・健康科学，言語と文化（講義科目），連携開設科目	2単位	週 2 時間・1 学期 15 週 計 30 時間
英語，言語と文化（演習科目（第二外国語）），社会人リテラシー，数理・データサイエンス・AI	1単位	週 2 時間・1 学期 15 週 計 30 時間

* 1 回の授業に対して、2 単位科目は 180 分間の授業外学修が、1 単位科目は 45 分間の授業外学修が求められます。

全学共通教育科目

大学では、「専門」について系統的に学ぶとともに、社会人として必要な学術文化の知的な蓄積である「教養」を学ぶことが必要とされます。本学では、この目的を達成するため、4 年（医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科では6年）一貫教育体制のもとに、教養教育と専門教育を並行して履修します。教養教育の主要な目的は、「科学の諸分野について正しく理解し、多様な知識を身につける」だけでなく、「広い視野を持つて自主的・総合的な判断をする能力を育成すること」、「豊かな人間性を養うこと」が含まれています。このように位置づけられた教養教育では、全学体制のもとに設けられた「教育推進・学生支援機構」が担当する科目「全学共通教育科目」と、専門教育への架け橋として各学部（地域科学部，医学部看護学科，社会システム経営学環を除く）が担当する「学部等開講科目」を教養科目として配置しています。全学共通教育科目は、次表のように初年次セミナー，人文科学，社会科学，自然科学，岐阜学，スポーツ・健康科学，英語，言語と文化，社会人リテラシー，数理・データサイエンス・AI，日本語・日本事情に区分けしています。

全学共通教育科目の一覧

授業科目区分			内 容
教 養 科 目	全学共通教育科目	初年次セミナー	高校生から大学生に飛躍するために必要な知識や心構えを学びます。
		人文科学	各学問分野の基本的内容の理解を深め、様々な総合的理解を獲得するための能力の育成を目指す科目です。
		社会科学	
		自然科学	
		岐阜学	多様な諸科学の視点から「岐阜」を含む地域を共通のテーマとして学際的にアプローチする科目です。
		スポーツ・健康科学	生涯にわたり心身共に健康で豊かな生活を送るために、身体活動（スポーツや身体運動）や健康に関する科学的な知識と考え方を学習するとともに、その方法としての体づくりや基本的な技能の獲得を目指す科目です。
		英語	国際化社会におけるコミュニケーション能力と多文化理解による視野の広さを身につける科目です。
		言語と文化	
		社会人リテラシー	学生生活や社会人として必要となる知識や心構えを身につける科目です。
		数理・データサイエンス・AI	情報化社会に対応する基礎的な能力を身につける科目です。
		自由選択科目	興味を持った分野をさらに究める科目です。全学共通教育科目のいずれかから選択します。（ただし、初年次セミナー、日本語・日本事情は含まない）
	事 日本 情に語 関科 する目 科目 及 日本	日本語	外国人留学生等向けの日本語教育で、専門の基礎となる学習を行う科目です。2単位までは1つの「言語と文化」第二外国語（演習科目）の単位に振り替えることができます。
		日本事情	外国人留学生等向けの日本事情教育で、日本の社会、歴史、文化の特質等への理解を深めることを目指す科目です。6単位までは「人文科学」、「社会科学」、「岐阜学」又は「言語と文化」（講義科目）の単位に振り替えることができます。
開 学 講 部 科 等 目	教養基礎	教養科目の中でも、特に各学部（地域科学部、医学部看護学科、社会システム経営学環を除く。）の専門の基礎科目に接続しており、専門教育と教養教育の架け橋とも言える科目です。	

オンライン（遠隔）授業の科目

「社会人リテラシー」と「数理・データサイエンス・AI」の一部の科目は、インターネットを介したオンライン（遠隔）授業として開講され、時間や場所に縛られることなく自身の都合の良い時間・場所にて受講することができます。

「社会人リテラシー」には全学生が必修となる授業科目、「数理・データサイエンス・AI」には一部の学部等の学生が必修となる授業科目が含まれます。詳細は、全学共通教育履修案内やシラバスをご確認ください。

全学共通教育事務室 | MAP C-4 (P4)

連携開設科目

連携開設科目とは、他大学と本学が連携して開設する授業科目のことをいいます。

2023年度から、東海国立大学機構の下、岐阜大学と名古屋大学で連携開設科目が開講されています。

連携開設科目は、全学共通教育科目の卒業に必要な最低修得単位数に含むことができますが、卒業単位数に含めることができるのは、専門科目の連携開設も合わせて上限30単位までです。

詳細は、全学共通教育履修案内及び全学共通教育事務室からの通知をご確認ください。

地域協学センター | MAP C-4 (P4)

次世代地域リーダー育成プログラム

「地域（岐阜）を知り」、「地域（岐阜）の課題を見つけ」、「地域（岐阜）の課題解決に向けて行動する」能力、すなわち、「地域リテラシー」を備え、地域で実践的に活躍し、地域の中でリーダーシップを発揮できる人材ならびにリーダーを支援する人材である「次世代地域リーダー」を育成・輩出することを目的・目標とするプログラムです。

関係者との交流や現場での体験等を通じて、地域の現状の把握および地域の課題解決に貢献できる知識・行動力・コミュニケーション能力など、社会に出てから役立つ実践力を習得することができます。全学共通教育科目の履修単位として、一部のコースをのぞき、学部・学環にかかわらず履修することが可能です。

「地域リーダーコース」では、地域の課題等の解決のために活躍できる人材、「産業リーダーコース」では、地域産業の担い手として活躍できる人材、「教育リーダーコース」では、地域の教育現場で活躍できる人材、「環境リーダーコース」では、地域社会の環境問題に取り組むことができる人材、「グローバルリーダーコース」では、地域の国際的な多様性に伴う諸課題の発見、企画、実行力を備えたリーダーシップを発揮できる人材を育成することを目指しています。

次世代地域リーダー育成プログラムは、初級段階と上級段階にわかれ、初級段階では、地域で専門的能力を実践的に応用して活動するために、基盤的能力における「進める力」、「伝える力」、「考える力」の基礎的な素養や能力を身につけます。また、上級段階では、地域社会を活動の場とし、基盤的能力を活かして、より実践的に専門的能力を応用するための実行力を身につけます。

上級段階修了時には学長名で発行される修了証書が授与されます。

履修の方法など詳細については、地域協学センターパンフレットならびにWEBページをご覧ください。

全学共通教育事務室 | MAP C-4 (P4)

修得すべき単位数

(1) 学部等別の必要修得単位数

各学部等で、最低限必要な教養科目の単位数は、次のとおりです。

科目区分		最低修得単位数							科目区分	最低修得単位数	
		教育学部	地 域 科学部	医学部		工学部	応用生物科学部	社会 システム 経営学環		応用生物科学部	
				医学科	看護学科		応化・食農 ・生物圏			共同 獣医学科	
全学共通教育科目	初年次セミナー	2 単位							大学教育導入科目群 (学部等開講科目を含む)	6 単位	
	人文科学	4 単位							人文・社会科学科目群	6 単位	
	社会科学	4 単位							自然科学科目群 (学部等開講科目を含む)	10 単位	
	自然科学	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	2 単位	4 単位	複合領域科目群 (学部等開講科目、岐阜学、スポーツ・健康科学、社会人リテラシー、数理・データサイエンス・AIを含む)	7 単位	
	岐阜学	2 単位	4 単位	2 単位	2 単位	2 単位	2 単位	4 単位			
	スポーツ・健康科学	2 単位									
	英語	4 単位									
	言語と文化	2 単位	4 単位	2 単位	2 単位	2 単位	2 単位	2 単位			
	社会人リテラシー	1 単位							外国語科目群	英語	6 単位
数理・データサイエンス・AI	1 単位	1 単位	2 単位	2 単位	2 単位	1 単位	2 単位	(学部等開講科目を含む)	第二外国語※2	2 単位	
自由選択科目※1	4 単位	2 単位	5 単位	3 単位	2 単位	2 単位	－				
学部等 開講科目	教養基礎	6 単位	－	4 単位	－	5 単位	12 単位	－	合 計		37 単位
合 計		36 単位	32 単位	36 単位	30 単位	34 単位	38 単位	29 単位			

※1 「自由選択科目」は、全学共通教育科目から選択します。ただし、「初年次セミナー」、「日本語・日本事情」及び「学部等開講科目」から選択することはできません。

※2 「言語と文化」（講義科目）の2単位科目から選択します。

(2) 全学共通教育科目は複数の科目区分に分類され、さらに複数の分野、複数の科目名、複数の授業名に分類し開講されています。同じ科目名では1つの授業名しか上記の単位として認定されませんので注意してください。

(3) 人文科学、社会科学、自然科学の科目については、【異分野からの学び】を重要視します。そのため、同一分野での複数の授業科目の単位を修得した場合、当該科目区分の最低修得単位数には1科目分のみ算入されます。同一分野の2科目以降の修得単位については、自由選択科目の単位として、算入することができます（ただし、学部等によって自由選択科目に算入できる単位数は異なりますので、全学共通教育事務室または各学部等の事務室へ相談にきてください。）ので注意してください。

(4) 1つの学期に履修できる単位数

1つの授業科目に対して、十分な予習・復習ができるようにするため、履修申請（登録）できる授業科目数には上限が設けられています。1つの学期に履修申請（登録）できる単位数の上限は、次のとおりです。

教養科目の履修制限

学部・学科等 学期・科目		教育学部	地域科学部	医学部		工学部	応用生物科学部		社会システム 経営学環
				医学科	看護学科		応化・食農・生物圏	共同獣医学科	
前学期	全学共通教育科目	18	18	24	22	18	18	19	17
	学部等開講科目	—	—	3	—	4	12	—	—
後学期	全学共通教育科目	16	18	24	20	16	22	19	17
	学部等開講科目	—	—	1	—	—	—	—	—

Webシラバス

授業計画は、Webシラバスに掲載されています。変更等があった場合、随時更新されます。

必ずWebシラバスを確認し、履修要件等を理解して履修申請を行ってください。WebシラバスのURLは、<https://alss-portal.gifu-u.ac.jp/campusweb/syllabus.html> です。岐阜大学のホームページ (<https://www.gifu-u.ac.jp/>) の「在学生の方へ」学習支援システムについて「学習支援システム (TACT, 学務情報システム他)」 「Webシラバス」からもアクセスできます。

学務部 | MAP E-3 (P4)



気象警報発表時及び交通障害時における授業の取扱いについて

気象警報発表時及び交通障害時における授業の取扱いについては以下となります。

岐阜大学（附属学校を除く。）では、「特別警報」^(注1)・「暴風警報」発表時及び公共交通機関の運行停止時の授業・試験（以下、授業等という。）の取扱いは、次のとおりとする。

1. 気象警報発表時の取扱い

- (1)岐阜市に「特別警報」又は「暴風警報」が発表された場合は、原則として警報発表時以降の授業等を休講とする。
ただし以下のとおり警報が解除された場合は、授業等を実施することとする。
①発表された警報が、午前6時までに解除された場合は、全日の授業等を実施する。
②発表された警報が、午前10時30分までに解除された場合は、午後の授業等を実施する。
- (2)特別警報・暴風警報の発表を待たずに、大型台風などの接近や、その他の気象警報などにより著しく岐阜市において気象状況の悪化が予測される場合、キャンパス及び周辺地域において市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合の対応は、副学長（教育担当）の判断により決定する。

2. 災害又はストライキ等による交通障害時の取扱い

- (1)災害又はストライキ等により、東海道本線の名古屋－大垣間、名鉄本線の名鉄名古屋－名鉄岐阜間（以下、「両鉄道区間」という。）が共に運休した場合又は岐阜駅からのバスが運休した場合は、運休開始以降の授業等を休講とする。
ただし、以下のとおり運休が解除された場合は、授業等を実施することとする。
①午前6時までに運休が解除された場合は、全日の授業等を実施する。
②午前10時30分までに運休が解除された場合は、午後の授業等を実施する。
- (2)1の両鉄道区間又はバスにおいて、著しい気象状況の悪化やその他の理由により事前に運休が予測される場合（計画運休を含む）の対応は、副学長（教育担当）の判断により決定する。

3. 岐阜市外において授業等を実施する場合の対応

岐阜市外において授業等を実施する場合、その実施場所において、「特別警報」又は「暴風警報」が発

表された場合は、上記1に準じた取扱いとする。

4. 上記1～3によりがたい場合は、学長及び副学長（教育担当）が協議の上決定し、各学部へ通知する。

5. 学生の対応

- (1)居住地又は通学経路内において「特別警報」又は「暴風警報」が発表されている場合には、原則として登校しないこととする。
- (2)通学経路内において運休が生じた場合、通学時間帯を含む計画運休が発表された場合又は通学に際して身体の危険を感じた場合には、無理な登校をしないこととする。
- (3)授業開始以降に災害が発生した場合や、警戒レベル3以上の避難情報等が発令された場合には、交通機関の運行状況、居住地の安全状況を各自確認し、安全が確保されるまで学内に一時避難するものとする。

6. 情報の収集と提供

上記1～3により授業を休講する場合は、原則、本学のホームページに掲載するものとするが、1. (1) ①の午前6時現在については、ホームページへの掲載が遅れることが予想されるので、各自がテレビ・ラジオ・インターネット等で確認するものとする。

7. 遠隔授業等の取扱い

- 上記1～3に関わらず、対面形式によらないインターネット等を活用した授業等の取り扱いは、以下の各号のとおりとする。
- (1)オンデマンド型^(注2)の遠隔授業等は、休講としない。
 - (2)同時配信型^(注3)の遠隔授業等は休講としない。ただし、当該遠隔授業等を行う教員が休講とする場合は、この限りではない。
 - (3)上記(1)、(2)以外の形式を用いた遠隔授業等は休講としない。ただし、当該遠隔授業等を行う教員が休講とする場合は、この限りではない。
 - (4)災害により居住地において身体の危険を感じた場合、遠隔授業等の無理な受講をしないこととする。

8. 災害後の対応

- (1)上記5. (1)(2)及び7. (4)により登校又は受講ができなかった場合、学生はその旨を後日遅滞なく担当教員及び授業等実施部局の学務担当係に申し出ることとする。
- (2)上記(1)に基づき欠席等を申し出た学生に対して、授業等実施部局は必要な措置を講ずるものとする。

(注1)「特別警報（気象）」は、警報の発表基準をはるかに超える大雨、暴風、暴風雪、大雪などに対して発表される。

(注2)「オンデマンド型」とは、学習管理システム（TACT等）等を用いて、授業等を行う教員が授業資料や音声、動画などを受講者に提示し、受講者がそれを用いて非同時進行的に学習する授業等の形式を指す。

(注3)「同時配信型」とは、Web会議ソフトウェア等を用いて、授業等を行う教員が離れた場所にいる受講者に対して同時進行的に行う授業等の形式を指す。（これに加え参加者が相互に発信を行う双方向同時配信型を含む。）



単位認定

各種英語資格試験及びサマースクール等の語学研修による英語科目の単位認定

英検（実用英語技能検定試験）、TOEFL（Test of English as a Foreign Language）、TOEIC（Test of English for International Communication）等で一定の成績基準を満たした学生に対して、全学共通教育科目の英語の単位を修得したものととして認定する制度があります。学内で実施するTOEFL-ITPはTOEFLの成績基準に、TOEIC-IPはTOEICの成績基準に準じて認定します。

また、定められた基準を満たしたサマースクール等の語学研修を修了した学生に対して、全学共通教育科目の英語の単位を修得したものととして認定する制度もあります。単位認定された科目は、GPT及びGPAの計算対象外となります。

詳細については、全学共通教育科目履修案内を参照してください。

放送大学を利用した単位修得

放送大学を利用した単位修得とは、放送大学学習センター及びCS放送（テレビ・ラジオ）等による授業と単位認定試験を受けて修得した単位を、全学共通教育科目の単位として認定することです。履修する放送大学の科目は、各学期ごとに履修申請できる単位の上限に含まれますので事前に全学共通教育事務窓口まで申し出てください。

履修申請（登録）方法や申請期間、履修制限等の詳細は、全学共通教育の掲示等でお知らせします。専門科目として履修を希望する場合は、所属学部等で確認してください。

ネットワーク大学コンソーシアム岐阜における単位互換制度

岐阜大学は、岐阜県内の大学等で構成された「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加しています。コンソーシアムの参加大学で開講される様々な科目を履修し、単位修得した場合、岐阜大学の単位として認定されます。

全学共通教育科目として履修する「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」の科目は、各学期ごとに履修申請できる単位の上限に含まれますので事前に全学共通教育事務窓口まで申し出てください。（ただし、専門科目として履修する場合は、所属学部等で確認してください）。

履修申請（登録）方法や申請期間は、「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」のホームページ<<https://www.gifu-uc.jp/>>で確認してください。



<<https://www.gifu-uc.jp/>>



履修に関する基礎用語

用語	内容
履修	各授業科目の講義、演習及び実験等の授業に出席し、各自の自習を含めて学ぶこと。
履修登録	履修する授業を登録すること。ネットワークに接続されているパソコン等から申請期間内に履修科目の登録が必要です。履修登録しないと授業に参加できません。
受講	各授業科目の講義、演習及び実験等の授業を受けること。
修得	授業科目を履修した上で、定期試験等を受験するなどして単位が認定された場合のこと。なお、原則として授業時間数の2/3以上出席しないと試験が受験できず、単位が修得できません。
必修	必ず履修して、その単位を修得しなければならない授業科目のこと。
選択必修	定められた一定の範囲の授業科目の中から必ず履修して、その単位を修得しなければならない授業科目のこと。
選択	定められた一定の範囲の授業科目を自由に選んで受講し、その（一定の範囲の）中から定められた単位数を修得すればよい授業科目のこと。
不合格判定	履修した授業科目について、定期試験等を受験したが、成績表に「不可」あるいは「D」の成績評価がつくこと。単位の上では未修得となります。
履修取消	履修登録した授業の登録を取り消すこと。授業についていけない、授業内容が期待していたものと異なるなど、理由によっては履修登録を取り消すことができます。決められた期間内に申請してください。ただし、抽選で落選者が出た科目は取消ができません。
再履修	不合格判定（履修放棄を含む）となった授業科目を、もう一度授業に出席して履修すること。
追試験	やむを得ない理由により、試験をできなかった科目について、実施される試験のこと。
再試験	試験を受験した結果、不合格となった科目について、再度実施される試験のこと。
異議申立	自分の成績に対し、異議を申し立てること。自分の成績に納得できない場合には照会することができます。ただし、決められた期間内に申請する必要があります。
GPA Grade Point Average	学生の学修成果を評価する方法として、授業科目ごとの成績評価を5段階（秀、優、良、可、不可）で評価し、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均値として算出された値のこと。
シラバス	各授業科目の詳細な授業計画のこと。一般に、授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学修等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が各授業科目の準備学修等を進めるための基本となるもの。

キャリア・就職

充実した大学生活を送り、卒業後、社会へ出て働いていくために、大学ではキャリア・学生支援センター（就職活動がうまくいかない」等々、就職活動に関する疑問や悩み相談、求人情報・企業情報の公開、業活動への積極的な参加も応援しています。

Webサイトは
こちらから



携帯電話の種類により若干見にくい部分があります。ご了承ください。

支援のこと

職支援室）を設置するなどして、皆さんの就職活動をサポートしています。「就職活動の仕方がわからない」、界研究セミナー・就職ガイダンス等のイベントの開催など、支援は多岐にわたります。なお、ボランティア

キャリア・学生支援センター（就職支援室）

就職支援室では、皆さんの不安が少なくなるようにスタッフが何でも相談に乗っていますので、気軽に利用してください。

就職支援室の場所及び開館時間等

- 場 所** 大学会館1階（生協第1食堂隣）
- 開館時間** 月曜日～金曜日（祝日を除く）
8：45～16：45
- 電 話** 058-293-2132, 2164
- メ ー ル** job@t.gifu-u.ac.jp
- H P** <https://www.gifu-u.ac.jp/career>



就職支援室の利用案内について

- ①窓口で話す・相談する（予約不要）**
就活が不安だったり、行き詰った時、些細な質問で「こんなこと聞いていいの」と思える時、どうやって利用したらいいか分からない時、どんな時もスタッフが親身になってお応えします。インターンシップの疑問でも大丈夫です。
- ②相談室を利用する（予約必要）**
相談員がエントリーシートや履歴書の添削、面接指導など、就職活動全般についてのアドバイスを個室で行います。事前に予約が必要ですので、就職支援室で予約（来室又は電話）してください。
- ③本を借りる**
企業の有休取得日数や離職率等がわかる「就職四季報」や適性検査対策本、公務員試験対策本、業界研究の本を貸し出しています。
- ④雑誌を読む**
週刊東洋経済、日経ビジネス等の閲覧ができます。
- ⑤先輩の体験談をチェックする**
先輩が残してくれた企業や公務員の試験情報で、選考過程や面接での質問をチェックできます。
- ⑥求人票を閲覧する**
大学に直接届いた企業の求人票、公務員の試験要綱等も閲覧できます。
- ⑦オンラインルームを利用する（予約必要）**
オンラインのインターンシップ、説明会、面接等に適した場所の確保ができない方へ貸し出しています。

就職に関連する情報

- ▶ **学務情報システム（Campus-G）**
・学内外のイベントの詳細を確認することができます。
- ▶ **Weekly就活（大学のWebメール宛に届きます）**
・基本的に毎週月曜日、学内の就活イベントの詳細を学部等3、4年生および大学院1、2年生向けに配信します。
- ▶ **キャリアタスUC（岐阜大学就活支援サイト）**
・岐阜大学生に向けた求人、インターンシップ情報を掲載しています。
・大学の就活イベントや最新情報を随時入手できます。
- ▶ **就職担当教職員**
・各学部等に就職指導担当の職員を置き、担当教員と連携を取りながら、相談対応、求人企業の紹介等にも努めています。
- ▶ **就職資料室等**
・各学部等にも就職資料室等が設置されており、各学部等あての求人情報等を閲覧することができます。



就職活動支援行事

- ▶ **就職活動支援ガイダンス**
業界・企業研究の仕方やマナー講座、インターンシップ対策講座、適性検査・筆記試験対策講座、エントリーシートの記入ポイントなど、就職活動全般の進め方を説明します。
また、公務員業務説明会では、国や自治体の人事担当者を招き、業務内容のほか勤務形態や採用試験について説明します。
- ▶ **就活セミナー**
エントリーシート（履歴書）作成や、グループディスカッションを少人数の実践形式で行います。
- ▶ **岐阜大学学生企業展**
毎年、学生自ら（学生企業展実行委員会）が企画する業界研究セミナーを開催しています。参加企業等の人事担当者から直接、情報を得ることができます。





学生生活を豊か

課外活動は学生生活をより豊かに、かけがえのない時間してくれます。現在、大学には陸上競技部などの体あり、幅広い課外活動に参加することができます。そのほか、奨学金の申し込み方法や寮について、事故や災



にするために

育系サークル、軽音楽部などの文化系サークルのほか、40以上の同好会が害へ備えるための保険に関しても掲載しています。

Webサイトは
こちらから



携帯電話の種類により若干見にくい部分があります。ご了承ください。

課外活動

岐阜大学では、昔から多彩な課外活動が行われ、100以上の公認団体（サークル・同好会）が活動しています。本学は自然豊かな環境にあり、陸上競技場や野球場などの広大なグラウンドを有することから、様々な体育系団体が活動しています。文化系団体の活動も音楽から環境活動と多岐にわたり、学内外での活動を通じて社会貢献をしています。

自主的に取り組むサークル活動で切磋琢磨することにより、学生は大きな成長を遂げています。岐阜大学では、そうした課外活動団体（サークル・同好会）を積極的に支援していますので、学生の皆さん、積極的に参加してみませんか。



■団体の結成・継続

新しく団体を結成したいとき又は団体を継続したいときは、学生支援課へ「学生団体設立承認願」を提出してください（毎年2月初旬まで）。

同好会からサークルへの昇格については、サークル協議会での審議を経ることとなります。詳細については、学生支援課へお問い合わせください。

■全学行事団体

- ▶岐阜大祭全学執行委員会
 - ▶全学春祭実行委員会
 - ▶学生企業展実行委員会
- などがあります。

■サークル・同好会団体（令和6年度）

- ▶文化系サークル32団体
- ▶体育系サークル34団体
- ▶同好会49団体



ボランティア活動

学生ボラネットでは、ボランティアを希望する学生の皆さんにボランティアを紹介する活動を行っています。ボランティア団体が募集しているものも紹介していますので、ぜひ学生ボラネットを活用してみてください。

ボラネットの窓口

連絡先

電話 058-293-2147

（大学会館1階 就職支援室内、担当教員：白村）

学生寮（黒野寮）

本学には、修学の便を図るため、柳戸キャンパスの北端に学生寮（黒野寮）があります。寮内には、個室（9㎡）と集団生活を営むうえで必要な共同利用の場として、リビングルーム（18㎡）を設けてあります。また、男子寮は10人に1室、女子寮は15人に1室の割合で補食室を設けてあります。補食室には、冷蔵庫、流し台などが備えてあり、自炊等ができるようになっています。その他、共用のトイレ、洗面洗濯室、浴室、談話室・多目的室等が設けてあります。

詳細については、HPを確認の上、不明な点がございましたら、学務部学生支援課（学生寮担当）までお問い合わせください。



問い合わせ先

場 所 MAP E-3

学務部学生支援課
（学生寮担当）

連絡先

gukuronoryo@t.gifu-u.ac.jp

アルバイト・住まいの紹介

アルバイト

アルバイトをしたい学生のために、岐阜大学消費生活協同組合（大学会館2階）とアルバイト紹介システム“バイトネット”で情報の提供・紹介をしています。

ただし、アルバイトをする場合は、勉学との両立に心がけてください。1年次生の皆さんには、いち早く学業・新生活に慣れてもらいたいため、特別の事情がある場合を除いて7月1日からの紹介としています。



住まい

岐阜大学消費生活協同組合（大学会館2階）では、年間を通じてアパート・マンション等を紹介しています。ご相談ください。

家賃は、建物の経過年数、構造、設備、広さや環境などにより異なります。



問い合わせ先

場 所

岐阜大学消費生活協同組合
（大学会館2F）

連絡先

電話 058-230-1166

FAX 058-230-1167

授業料の減免・納付猶予

▶ 学部等生

日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金（次項参照）受給対象者が、授業料減免対象者となります。

多子世帯（子ども3人以上）で、一定の条件を満たすと授業料が減免されます。4月と10月に新規受付をします。該当者は事前にお問い合わせください。

また、前述の対象となるならに問わず、以下の場合は、大学の授業料免除に申請することができます。申請に関しては学務情報システムで告知します。

▶ 納期前半（入学した期においては入学前1年）以内において、学資を主として負担している方（以下「学資負担者」という）が死亡し、納付が困難である場合。

▶ 納期前半（入学した期においては入学前1年）以内において、学生もしくは学資負担者が地震・火災・風水害・盗難等の被害を受けた場合で、納付が困難である場合。

学生支援課授業料免除担当連絡先 menjo@t.gifu-u.ac.jp

学務部 | MAP E-3 (P4)

日本学生支援機構



学生支援課

☎058-293-2149



関連サイトを
ご覧いただけます。

学務部 | MAP E-3 (P4)

奨学金

日本学生支援機構奨学金

▶ 貸与奨学金

日本学生支援機構の奨学金制度は、人物・学業ともに優れ、かつ健康であって経済的理由により学資の支弁が著しく困難と認められる場合に、本人の願い出に基づき、大学の推薦及び日本学生支援機構の選考を経て貸与が決定します。貸与奨学金には、利息の付かない第一種奨学金と利息の付く第二種奨学金があります。

緊急、応急採用を除き、申し込みは年間2回、4月と10月に受け付けます。

▶ 給付奨学金

給付奨学金は返還不要の奨学金です。対象は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部等生です。申し込みは年間2回、4月と10月に受け付けます。

岐阜大学独自の奨学金、地方公共団体及び民間育英団体等の奨学金

日本学生支援機構以外にも岐阜大学独自の奨学金や地方公共団体及び民間育英団体等による奨学金制度があります。これらの奨学生募集は、大学を通して募集するものと、各団体で直接募集するものがあります。

その都度学務情報システムのInformationや掲示により案内をします。案内を確認の上、不明な点がありましたら、学生支援課までお問合せください。案内を見逃すことのないよう、常に学務情報システムや掲示板を見る習慣をつけてください。

掲示板は、本部棟東側（学務部入口北側壁面）にあります。

学生支援課奨学金担当連絡先 gu_scholarship@t.gifu-u.ac.jp

日本学生支援機構



どのくらいの支援が受けられるか、JASSOのWEBサイトで調べてみましょう。

学業成績の不振により、奨学金の停止・廃止の処置を受けることのないよう、学業に専念し、優秀な成績を修めるよう心がけてください。

岐阜大学Webサイト
奨学金について



関連サイトを
ご覧いただけます。

大学生のための傷害保険

学生教育研究災害傷害保険〔略称：学研災〕（通学中等傷害危険担保特約付）

この保険は、正課中や課外活動中といった教育研究活動中に、不慮の災害事故が発生し、傷害を受けた場合に、保険金の給付が受けられるよう、全国規模の互助共済制度として日本国際教育支援協会が実施しているものです。

詳細については、「学生教育研究災害傷害保険の加入者のしおり」をご覧ください。

学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険〔略称：付帯賠償〕

この保険は、学生が国内外において、正課、学校行事又は課外活動として認められたインターンシップ・教育実習・介護体験活動・ボランティア活動を行う際に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、学生が被る法律上の損害賠償を補償する賠償責任保険です。

岐阜大学では、入学手続き時に学研災（通学中等傷害危険担保特約付）及び付帯賠償に、学生全員（ただし、医学部看護学科は別に指定する保険に全員加入します）加入いただいております。

学研災、付帯賠償共に標準修業年限で卒業できなかった場合、保険期間が終了する前に1年分の保険料を納入することにより継続することができます。

万が一、事故が発生したら、学生支援課へ事故の連絡を行ってください。

■ その他の保険

教育研究活動中及びそれ以外の私的な活動中の事故、病気、遭難救助、賠償等、学生生活の24時間をサポートする保険として、「学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）」があります。

加入を希望される方は、下記へお問い合わせください。

なお、この保険に加入するには学研災に加入する必要があります。

「学研災付帯学生生活総合保険」について

場 所 学生生活総合保険相談デスク

連絡先 電話 0120-811-806

学務部 | MAP E-3 (P4)

学生支援課

☎058-293-3198



関連サイトを
ご覧いただけます。

岐阜大学の国際交流について知ろう

留学の「夢」を実現させよう。

岐阜大学では、海外留学を希望する学生の方々に様々なサポートを行っています。
「海外留学：健康の手引き」（冊子）を保健管理センターで渡しています。

Webサイトは
こちらから



携帯電話の種類により若干見にくい部分があります。ご了承ください。

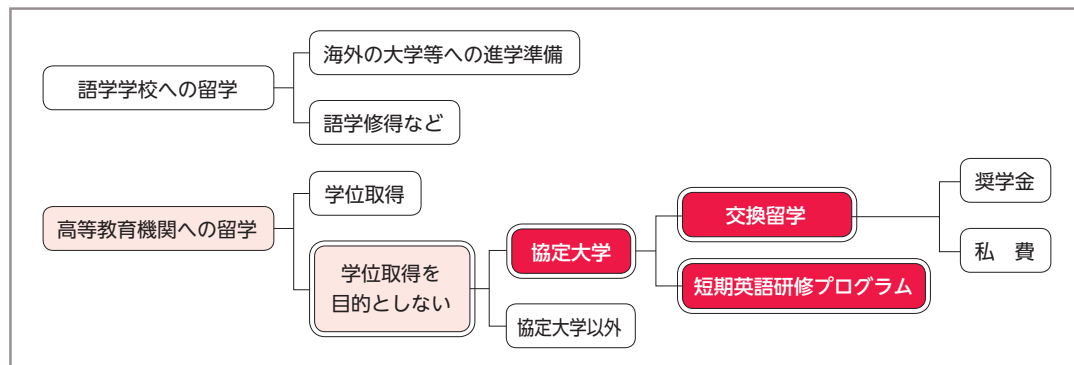
岐阜大学に入学する外国人留学生向けの情報

日本での健康管理に関する各種パンフレット（英語版）を、保健管理センターで渡しています。

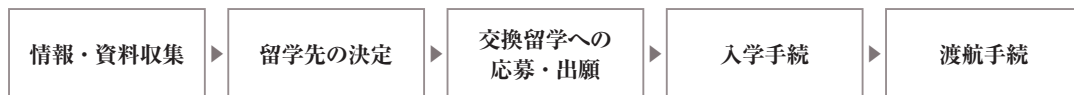
ウエストバージニア大学キャンパス
写真提供：2015年度交換留学派遣学生

留学のタイプ

学校の種類、留学の目的、留学の時期等によって、様々な留学のタイプがあります。一般的には、次の表のような留学のタイプがあります。ここでは主に「短期英語研修プログラム」と「交換留学」について説明します。



留学までのステップ（語学力・経費関係は除く）



短期英語研修プログラム

岐阜大学の夏期及び春期長期休暇中に海外の協定大学等が実施する2～6週間の語学学習・アクティビティ・ホームステイ等を含むプログラムです。

特徴とメリット

短期英語研修プログラムは、単なる観光旅行ではなく、その国の言語や文化を集中的に学習するプログラムで、短期間ではありますが海外の生活を体験することで国際感覚を高め、語学力の向上、海外留学への動機付けが期待できます。

申請書、航空券の手配等は、大学事務（留学支援室）で行うので、必要な手続きを学内で済ませることができます。

出発前には参加者同士の交流会等も実施していますので、留学に対する不安が解消できます。

プログラム終了後、参加者の体験談を広報誌に掲載したり、アンケート結果を基に次年度プログラムの改善につなげています。

募集・説明会及び申込み方法

募集及び説明会は、夏期長期休暇実施のプログラムは4～5月、春期長期休暇実施のプログラムは10～11月に行います。各学部等・研究科掲示板等で案内します。申込みは留学支援室で行っています。

交換留学

岐阜大学と学術交流協定を締結している海外の大学へ、専門の単位取得、語学力の向上等を目的として、短期間（原則として1セメスターもしくは1年間）留学する制度です。

交換留学のメリット

- ・留学先大学（学術交流協定大学）の授業料等が免除になる。
- ・留学期間に応じ、岐阜大学の授業料（一学期分）が免除される。
- ・奨学金が受給できる。（返還義務なし。下記「奨学金制度について」参照、人数に制限あり）
- ・留学で取得した単位の一部を、岐阜大学の単位に認定することができる。
- ・休学ではなく、留学期間は卒業に必要な修業年数に算入することができる。
- ・留学先大学の寮が利用できる。
- ・留学先との連絡調整を大学が行ってくれる。

交換留学の募集・応募方法

募集回数 年2回

第1次募集

海外留学を希望する年度の前年度8～9月頃

第2次募集

当該年度の1～3月の間に留学開始予定の場合 当該年度6月頃
いずれの募集も、学部等・研究科長あてに通知をします。

応募方法

申請書、勉強計画書（英文・和文）、語学能力に関する証明書（英語圏にあってはTOEFL iBTスコアまたはIELTSスコアレコード等）等必要書類を、所属学部等・研究科の学務担当係に提出することになります。

奨学金制度について

岐阜大学短期留学（派遣）奨学金

奨学金の支給額・支給期間

（1）月額4万円、15万円（一括支給）又は10万円（一括支給）のいずれか

（2）奨学金の支給期間は、1年以内。

奨学生の人数

毎年度において新たに採用する奨学生の人数は、8人以内

※上記の内容は変更される可能性がありますので、必ず募集時の情報を確認してください。

※以上の奨学金以外にも、様々な留学の形に応じた奨学金があります。詳細は、留学支援室に問い合わせてください。

学術交流協定大学一覧

岐阜大学では研究者・学生の交流及び教育研究に関する情報交換等を推進するため、海外の大学と積極的に大学間交流協定を締結しています。

詳細は関連サイトを参照してください。（協定大学のサイトが閲覧できます）

岐阜大学における
学術交流協定大学一覧



関連サイトを
ご覧いただけます。

その他の一般的な留学

外国政府等の奨学金受給留学生として留学する

外国政府又は政府関係団体が、その国の大学、大学院等への留学に対して、奨学金を支給する制度を利用する方法です。

留学生の募集は、世界の数十か国が、原則1年に1回毎年同時期に行っています。本学に募集通知があったときは、本学ホームページ「国際交流」の「海外への留学」のページに掲載します。

URL：https://www.glocal.gifu-u.ac.jp/studyabroad/procedures/about/

民間団体等の奨学金受給留学生として留学する

民間企業や民間の奨学団体が、海外への留学に対して、奨学金を支給する制度を利用する方法です。この制度は、奨学金支給事業や団体の性格を反映し、専攻分野又は留学対象国、地域等の限定があり、募集も多くはありません。

本学に募集通知があったときは、各学部等・研究科の掲示板等でお知らせします。

私費で留学する（交換留学を除く）

奨学金等を利用しないで私費で留学する方法です。留学をする場合は、事前に所属学部等・研究科の学務担当係へ報告し、休学等所定の手続きをしてください。

日本語・日本文化教育センター

日本語・日本文化教育センターは、地域科学部・共通教育棟4階にあります。

センターは、次世代の国際社会を担う優れた人材を育成し、国際教育の充実および向上のための調査研究と実践を行い、本学ならびに地域社会の国際化に貢献することを目的に、次のような業務を推進しています。

- (1) 外国人留学生に対する日本語・日本文化教育
- (2) 日本人学生に対する国際理解教育
- (3) 多文化交流機会の提供
- (4) 外国人留学生受入とその体制整備
- (5) 地域自治体等との連携事業

センター交流ラウンジ

センター内に、交流ラウンジを開設しています。ラウンジでは、外国人留学生と日本人学生等との交流や、パソコン等を活用した勉学・情報収集の場として、多様な活動が可能です。

具体的には、留学生向けのイベントを開催して学生交流の促進を図るほか、日本人学生チューターが一定時間（14時45分から16時45分まで）常駐し、留学生の日本語学習のサポートを行っています。また日本人学生向けに海外留学に関する資料もあります。ぜひラウンジを活用して下さい。

留学生に対するチューター制度

岐阜大学には、留学生に対するいろいろなチューター制度があり、留学生が学習活動や日々の生活を円滑に進められるよう、様々なサポートをしています。

チューター制度は、留学生のサポートにとどまらず、その活動を通して、日本人学生と留学生との間の様々な交流が展開されることで、キャンパス国際化に寄与しています。

詳細は、所属学部等・研究科の学務担当係、留学支援室に問い合わせてください。

外国人留学生が入学後に日本でする必要な手続

外国人留学生が入学してから、日本で行う手続きとして…

1. 日本に入国する際、在留カードが空港で発行されます。
2. 自分の住んでいる市町村役場で、住民登録、国民健康保険と国民年金に加入します。

①国民健康保険

在留資格「留学」の在留カードを持っているすべての学生は、国民健康保険に加入しなければなりません。この保険で、病院（歯科医院を含む）での医療費の70%が支払われ、30%のみの自己負担ですみます。保険料は一人あたり年間およそ21,000円前後になります。日本には、医療費の負担を軽くするための医療費補助制度もあります。

②国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満の留学生は、国籍を問わず国民年金に加入しなければなりません。学生の場合は、市役所で手続をすれば保険料は免除・猶予されます。

③自動車・モーターバイクの運転に必要なこと

- ▶運転免許証の取得（無免許運転は、道路交通法違反で罰則が科せられます。）
- ▶自動車損害賠償責任保険及び任意保険に必ず加入する。
- ▶岐阜大学に通学のため自動車で入構する場合は、「入構カード」（有料）が必要です。所属学部等・研究科の学務担当係で手続きをしてください。

詳細は、留学支援室に問い合わせてください。

留学支援室

岐阜大学には、外国人留学生の方々の留学中の生活のサポートと、日本人学生の方々の海外留学支援を目的に留学支援室を設置しています。

事務室は、図書館1階講堂の隣にあります。

【場 所】 MAP D-4 国際事業課留学支援室
【連絡先】 T E L：058-293-2011
MAIL：direcent@t.gifu-u.ac.jp

国際交流会館（A・B棟）

国際交流会館（A・B棟）は、外国人留学生のための宿舎です。入居できる期間は、原則、1年以内となっています。入居募集は年2回で、1月（4月入居）と7月（10月入居）に行われます。

大学の施設を 知ろう

皆さんが学生生活をより快適に送り、勉学に励むことができるよう、岐阜大学ではさまざまな施設を整えてとめて掲載しています。また、病気やケガ、悩みや相談などで気軽に訪れることのできる保健管理センター

います。図書館やパソコンが使用できる情報館、学食、コンビニなど、施設の場所や利用方法について、まを紹介しています。

Webサイトは
こちらから



携帯電話の種類により若干見にくい部分があります。ご了承ください。



学内マップは
P4へ



図書館

図書館には、本館のほか医学図書館があり、医学図書館については後述します。
サービスの内容は感染症の流行等により変わる可能性があります。最新の情報をWebサイトでご確認ください。

◎開館時間

月曜～金曜 9:00～19:00 (試験期間 9:00～20:00)
(学期期間 9:00～17:00)
土曜 12:00～17:00 (試験期間10:00～18:00)

◎休館日

- ・学期期間の土曜日
- ・日曜日
- ・国民の祝日及び振替休日
- ・年末年始：12月28日～1月4日
- ・その他館長が必要と認めた日

◎利用カード（学生証）

- ・学生証が利用カードで、貸出の際にも必要です。
- ・入退館ゲートに学生証をかざし、ゲートバーが開いたら入館・退館してください。



◎会話も可能な学習フロア（2階）

図書館の資料を利用し、グループ学習やプレゼンテーションなどの活動ができる場所です。可動式の机、ホワイトボード、無線LANが設置してある他、プロジェクターもあり、レポートの作成にも利用できます。また、少人数での勉強会や研究発表の練習等ができるプレゼンルームもあります。

そのほかに、パソコンコーナーや勉強の間にくつろいで雑誌が読めるブラウジングコーナー、DVD等を利用できる視聴覚コーナーもあります。

◎静かに集中して学習するフロア（3階）

多数の資料やパソコンを用いて学習できる閲覧席があり、静かに集中して学習するのに最適なフロアです。無線LANがあるエリアは、持参したパソコンのインターネット接続が可能です。

- * 視聴覚コーナーの利用は、2階サービスカウンターで手続きしてください。
- * パソコンコーナーのパソコン・無線LANの利用には、東海国立大学機構アカウントとパスワードが必要です。

◎図書館では、「資料の探し方」「日本語・英語論文の探し方」等の講習会を開催しています。館内掲示板やホームページでお知らせしますので興味のある方はご参加ください。

◎ライブラリ・メイカースペース（2階）

ICT 機器等の提供や貸出を行うことにより、学生や教職員の学習・研究・創作活動を支援するスペースです。手続きを行うことでWeb 会議ツールや動画撮影セット等を館外でも自由にご利用いただけるほか、大型プリンタも常設しています。

◎アーカイブ・コア（2階）

アーカイブ・コアは、各学部等の研究・教育に関する歴史的資料を保存・活用するため、図書館内に整備されたスペースです。

期日等を限定して公開していますので、公開予定日をWebサイトでご確認ください。



医学図書館

◎開館時間

月曜～金曜 9:00～19:00 土曜 12:00～17:00
短縮開館する日があります。詳しくはWebサイトの開館予定表でご確認ください。
(医学系研究科の大学院生の方は、閉館後も医学部ICカードで24時間入館できます。)

◎休館日

- ・日曜日
- ・国民の祝日及び振替休日
- ・年末年始：12月28日～1月4日
- ・その他館長が必要と認めた日

◎利用カード（学生証）

- ・入館には学生証が必要です。
- ・玄関に入館ゲートがありますので、学生証を入館装置に読み取らせ、ゲートバー開放後入館してください。

◎パソコンコーナー・無線LAN（2階、3階）・研究個室（1室）・グループ学習室（2室）・視聴覚コーナーがあります。



情報館

利用案内

◎開館時間

平日：8：30～20：00（24時間表記）

※春・夏・冬休み等の長期休業期間は開館時間を短縮します。

詳細はWebページ等にてお知らせします。

◎閉館日

- ・土日/祝日およびその振替日
- ・東海国立大学機構が定める休日
- ・本学情報連携推進本部が必要と判断した日

◎情報館Webページ

<https://www.imc.gifu-u.ac.jp/>

岐阜大学キャンパス情報ネットワーク を利用する際の注意事項

- (1)講義や自主学習等を目的として利用してください。
- (2)ネットワークセキュリティを侵す行為は処罰対象となります
- (3)サービスに関する問い合わせ等は必ず岐阜大学が発行したメールアドレスを使用してください。
- (4)キャンパス情報ネットワークの運用に協力してください。

主な設備

情報館には以下のような情報処理演習室や教育用パソコンなどを利用できる環境があります。情報処理演習室は講義等を行っていない時間帯は自由に利用できるよう開放しておりますので、自主学習などの際にご利用ください。

名称	情報処理演習室		オープンスペース
	学生演習室（3階）	メディアcommons（1階）	ラーニングcommons（1階）
教育用パソコン	97台	32台	14台
プリンタ ^{*1}	2台	2台	2台 ^{*2}
無線LAN環境	○	○	○

※1：印刷用紙の提供は行っておりません。各自でA4サイズのコピー用紙をご用意ください。

※2：USBダイレクト印刷用です。あらかじめ印刷対象をPDFファイルに変換し、USBメモリに保存してください。

アカウントと各種サービスの利用

学生の皆さんには東海国立大学機構からアカウント（以下「機構アカウント」という。）が発行されます。

この機構アカウントは、電子メールや学務情報システム、eラーニングシステムなど、東海国立大学機構や岐阜大学が提供する様々な情報サービスを利用するために必要です。

【重要】

機構アカウントの管理には十分注意してください。

特にパスワードは絶対に他人に教えてはいけません。

機構アカウントを利用するサービス

- ・電子メールの送受信
- ・履修登録など学務情報システム（Campus-G）
- ・eラーニングシステム（TACT）
- ・Microsoft 365
- ・教育用パソコン
- ・学内無線LAN環境（OpenLAN2）

多要素認証について

ユーザIDやパスワードが他人に不正取得されると保存されている情報を盗まれるなど直接被害を受けるだけでなく、他人や組織に対する攻撃に使用される等、知らない間に加害者になる恐れがあります。

アカウントが悪用されることを防ぎ、ネットワークサービスを安全に利用していただくため、東海国立大学機構では多要素認証を導入しています。ネットワークサービスを利用するためにはユーザIDとパスワードによるログインを行ったあとに、追加認証が必要となります。

自習室として利用できる施設

創造的☆学習広場

つながる学習
広がる知識

Sky ACADEMIC CORE

— 学びは仲間と創造すれば楽しくなる —

Sky ACADEMIC CORE とは？

Sky ACADEMIC COREは、岐大生のみなさんが、空きコマを活用して学習するための空間です。

自主ゼミや読書会を開くもよし、グループで宿題に取り組むもよし。

カタイ学問をやわらかく、やわらかいテーマをしっかり。

おしゃべりしながら勉強することで、もっともっと広く、深い学びへとつながる。

そんなスペースになれたらいいな、という願いをこめて平成27年6月にオープンしました。



学びの道具

- 机、椅子
- ホワイトボード
- 大型ホワイトボード
- 大型スクリーン
- 液晶モニター
- 話し合いの道具
- OpenLAN

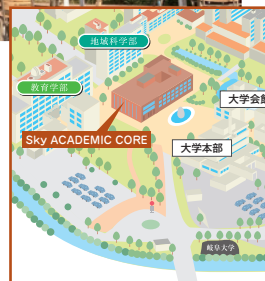
学びのお手伝い

常駐スタッフ、学生スタッフがみなさんの学習をサポートしています。気軽に声をかけてくださいね!!

— スタッフはこんなことをしています —

- コアの利用方法のご案内
- 学習相談（学内家庭教師）
- パソコン利用相談
- 学習に役立つ本の紹介
- 日本語ライティングアドバイス
- テスト対策講座
- グループワーク・プレゼンアドバイス

その他、図書館のラーニング・commonsフロア（P.58）や各学部等にも、自習室が設置してあります。各学部等学務係へ問い合わせください。



岐阜大学 図書館 1F
開館時間
平日 10:00～19:30

保健管理センター（開館時間 8:30~17:00）

保健管理センターは、皆さんが健康な学生生活を送ることができるよう、医師・保健師・看護師などの医療専門職がおり、応急処置や健康相談が受けられるところです。相談内容の秘密は守られますので、ちょっとした悩みや不安も安心して相談してください。

① 受付窓口（平日） 8:45~16:30

- ・急な体調不良、けがなどの応急処置に看護師・保健師が対応します。
 - ・医師相談、心理カウンセリング、栄養相談、歯科相談の予約はHPからできます。
 - ・健康診断結果の説明や再検査、看護師・保健師による健康相談も随時、行っています。
 - ・保健管理センターの利用はすべて無料です。気軽にお越しください。
 - ・HP上の「WEB予約」「問合せ・相談」フォームのほか、電話・メールによる予約・問い合わせも受け付けています。（☎058-293-2174, hokencen@t.gifu-u.ac.jp）
- ※詳細は、HPで確認してください。



② 内科医による診察と健康相談

曜日	時間
月	—
火	9:30~12:30
水	9:30~12:30
木	9:30~12:30
金	—



急な体調不良だけでなく、身体症状で心配していることや悩んでいることがあったら、遠慮なく予約して相談してください。

③ メンタルヘルス・学生相談（精神神経科医または臨床心理士／公認心理師による健康相談・心理カウンセリング）

曜日	医師相談（予約制）	心理カウンセリング（予約制）
月	15:00~16:30（精神神経科医）	8:45~17:00（臨床心理士）
火	—	8:45~17:00（臨床心理士）
水	14:00~16:30（精神神経科医）	8:45~17:00（臨床心理士）
木	—	8:45~17:00（臨床心理士）
金	14:00~16:30（精神神経科医）	8:45~17:00（臨床心理士）

精神神経科医による相談、臨床心理士による相談はHPから予約してください。予約は保健管理センター窓口、電話・メールでもお受けします。対面またはオンラインでの相談が出来ます。

④ 障害学生支援

障害や慢性疾患のために修学に際し配慮が必要な場合は相談してください。
「どのような支援を受けられるのか」「どのように手続きをすればよいか」などの方法を一緒に考え、所属学部・学環・研究科の教職員と連携して合理的な配慮を立案し、実施に向けて支援します。
障害学生支援室には、医師及び臨床心理士が常勤しています。なお、相談することで不利益が生じることはありません。
相談はHPから予約してください。電話やメールでも予約できます。
次頁に、保健管理センター障害学生支援室における修学支援の流れを掲載します。
（☎058-293-2172・2174, shien@t.gifu-u.ac.jp）

⑤ ウェルネスルーム

「みなさんの健康をもっと身近に、もっと気軽に」をコンセプトにウェルネスルームを大学会館2階、大学生協中央店前にオープンしました。
ウェルネスルームは、保健管理センターと大学生協学生委員会（GI）が協働で運営しています。体組成計やメンタルヘルスなど、自身の健康状態をセルフチェックできる機器の他、健康管理に役立つ資料を多数ご用意しています。ちょっとした休憩スペースもありますので、ぜひ一度訪れてみてください。



健康診断の予約（在学生）・問診回答入力・結果確認

健康診断の予約・問診入力や結果確認は、「学務情報システム」からWeb上で行ってください。

保健管理センターからのメッセージもお届けしますので、必ず確認してください。

学務情報システム

<https://alss-portal.gifu-u.ac.jp>

機構アカウント、パスワードを入れてログイン

学務情報システムは機構アカウント、パスワードで認証された個人しか見ることができないので、個人情報は完全に保護されています。

※機構アカウント、パスワードは大学のEメールアドレスとは別です。
機構アカウント、パスワードが不明な場合は、下記のURLから対応してください。
（<https://www.imc.gifu-u.ac.jp/service/authentication/thers-account.html>）

定期健康診断・健康診断証明書

就職、実習、学業に関することで健康診断証明書が必要になった場合は、当該年度の定期健康診断の結果に基づいた証明書を自動発行機で無料で発行できます。自動発行機を利用してください（再検査や確認が必要な方は、自動発行機からの発行ができないことがあります。保健管理センター窓口にお越しください）。尚、定期健康診断を受けていない方には証明書を発行できませんので、毎年必ず定期健康診断を受診してください（医療機関で発行してもらう場合は、自己負担の費用が発生します）。

岐阜大学では、在学生（次年度卒業予定者を除く）は毎年2月に、新入生は4月に定期健康診断を実施しています。健康診断を受けることは、自分の健康管理のためにとても重要なことです。学校保健安全法でも、年に1回健康診断を受けることが定められています。必ず受診してください。

「障害学生支援室」における修学支援の流れ



《STEP1》相談者（学生）来訪 ～支援を希望する学生は、気軽に相談してください～

教員や学務係など誰でもいいので身近な教職員に相談する。

保健管理センター・障害学生支援室の医師、臨床心理士、保健師又は職員に相談する。

各学部・研究科等のキャンパスライフヘルパーに相談する。

- ・「修学支援申請書」【様式1】、「支援計画・支援情報整理シート」【様式2】を作成しながら、要望内容を整理します。
- ・障害学生支援室、所属部局の担当者・教員と一緒に支援方法について相談し、関係者の合意に基づいて合理的配慮事項を決定します。
- ・障害学生支援室は、「証明書」【様式3】及び「依頼書」【様式4-1】を作成します。診断書や主治医の意見書などが必要なこともあります。
- ・学生は、「修学上の合理的配慮に関するお願い」【様式4-2】及び「履修登録科目一覧」【様式5】を作成します。



《STEP2》監督者（部局長等）へ依頼

- ・障害学生支援室で取りまとめた合理的配慮の書類を、学生から各学部の学務係へ提出します。



《STEP3》監督者の合理的配慮の決定

- ・所属部局での検討や承認を経て、監督者は、「障害のある学生の修学上の合理的配慮について」【様式6】、該当があれば全学共通教育科目用「障害のある学生の修学上の合理的配慮について」【様式7】を作成し、学生を含む関係者の合意を得ます。



《STEP4》合理的配慮の実施

- ・学生から各授業担当教員へ【様式6】（【様式7】）を提出し、それに基づき合理的配慮が実施されることとなります。



《STEP5》フィードバック

- ・監督者から保健管理センター長へ実施の報告【様式8】があり、障害学生支援室は、学生と所属部局の学務係等と話し合い、合理的配慮が円滑に実施されているか状況確認をし、必要により調整等を実施します。

- ・【様式】については、保健管理センターホームページで確認してください。
- ・修学支援の流れについては、各学生の状況に応じて多少の変更を行うことがあります。

知ってください！「障害者差別解消法（障害による差別の解消の推進に関する法律）」



いつもあの学生だけ…
教室で良い座席が確保されている。他の人がもらえない資料をもらっている。
試験時間を延長してもらっている。課題提出期限を延長してもらっている。

ズルい！ ➡ いいえ、ズルくありません！



平成28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）」が施行されました。岐阜大学は、障害のある学生に対し、教育活動、研究活動等を中心に学生生活において必要な合理的配慮を提供しています。合理的配慮を申請することは障害のある人がない人と同等の社会参加の機会を得るために認められた権利です。

合理的配慮は、その学生の障害や傷病によるニーズに応じて、医学、心理学、教育学を中心とした専門スタッフが助言し、**教職員間で妥当性を判断し提供されています。**ですから、これらの合理的配慮が提供されるのは、ズルいこと、不公平なことではありません。むしろ**合理的配慮を提供しないことは、障害や傷病がある人に対する差別的取り扱いにあたります。**

（参考）「東海国立大学機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

障害等がある学生が、障害のない学生と同等の修学機会を得るためには、岐阜大学生皆の理解と協力が必要です。障害があってもなくても、誰もが学びやすい大学づくりを、学生と職員、皆で取り組んでいきましょう。

合理的配慮が必要な人は、少しでも良好な形で修学できるようにするため、遠慮することなく合理的配慮を受けましょう！

障害等のある学生の留学準備・進学準備・就職活動は早めの対策が必要！！

新入生の皆さんは、え？もう進路の話？就職の話？と思うかもしれません。しかし、障害等のある学生の進路選択には、障害等のない学生よりも時間がかかる場合があります。

●留学準備について

欧米諸国では障害のある学生の支援体制が比較的整っていますが、それ以外の国々ではそうでない場合もあります。受け入れ先の大学で安心して修学できるよう、事前に調整を行いますが、それには時間を要します。学部・大学院等の先生や障害学生支援室に早めに問い合わせてください。

●進学準備について

内部進学、外部進学を問わず、進学先の教育機関、研究機関の担当者との調整を支援します。学部・大学院等の先生や障害学生支援室に早めに問い合わせてください。

●就職活動について

就職後に適切な合理的配慮を受け、安心して社会人生活を営むには、自分自身の支援ニーズを早い段階で理解し、適切な支援を求められるようになること（セルフ・アドボカシーといいます）が効果的と言われています。いわゆる障害者就労などさまざまな制度を使った就職方法について理解する機会やインターンシップ等が早い段階から用意されています。就職支援室、障害学生支援室に入学後できるだけ早い時期に問い合わせてください。

大学の施設を知ろう

大学の施設を知ろう

大学会館

大学会館 | MAP E-4 (P4)

大学会館は、キャンパスの中心的施設として学生相互及び学生と教職員との交流を深め、豊かな人間性・社会性を育成することを目的として、課外活動施設及び福利厚生施設等を一体的に設置し、管理運営しています。

課外活動施設

大学会館の課外活動施設は、共用談話室、大ホール、音楽鑑賞室、集会室、印刷室等、学生の各種活動の場、憩いの場として利用されています。

○課外活動施設の使用時間

月曜日～土曜日 9:00～19:00 (日曜・祝日を除く。)

○使用手続き

課外活動施設を使用したいときは、使用したい日の1週間前までに学生支援課へ申し出て許可を得てください。なお、宿泊及び特定のサークル等の専用使用は認めていません。使用に際しての詳細等は、以下の「大学会館使用心得」をよく読んでください。

施設区分		面積 (㎡)	収容人員 (人)
一階	共用談話室	152	62
	就職支援室	136	—
	音楽鑑賞室	99	50
	大ホール	226	100
二階	第1集会室	18	20
	第2集会室	18	20
	第3集会室	18	20
	第4集会室	18	20
	第6集会室	134	120
	カモミールカフェ	58	—
三階	ウェルネスルーム	30	—
	第9集会室	47	20
	第10集会室	30	30
	第11集会室	49	40
三階	第12集会室	48	40

注 第9及び第11集会室は和室です。
第6集会室は教職員の会議等で優先的に使用します。

大学会館使用心得

1 開館時間及び休日

開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、学務部長が必要と認めるときは、これを変更することがある。

- (1)開館時間
9:00～19:00
- (2)休館日
日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月28日から翌年1月4日まで
夏季一斉休業日等大学が定める休業日

2 使用者の範囲

会館を使用できる者は、本学の学生及び職員とする。ただし、学務部長が必要と認めるときは、その者に使用を許可することができる。

3 使用の手続き及び期間

共用談話室、大ホール、集会室(和室を含む。)及び音楽鑑賞室を使用しようとする者は、所定の使用願を原則として使用しようとする日の7日前までに学務部学生支援課に提出し、学務部長の許可を得なければならない。

各室の使用は、時間又は日を単位とし、2日以上継続使用は認めない。ただし、学務部長が必要と認めるときは、その延長を許可することができる。

4 管理及び事務

会館の管理運営は、学務部長が行う。
会館の事務は、学務部学生支援課が行う。

5 使用上の注意

- (1)許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- (2)他の者に転貸しないこと。
- (3)使用時間を厳守すること。
- (4)会館内は、常に清潔、整頓及び美化に心掛けること。
- (5)集会等における室の準備は、すべて使用者が行うこと。
- (6)他の者の使用を妨げ、又は不快を感じさせるような行為をしないこと。
- (7)備品等の移動は、無断で行わないこと。
- (8)使用後は、室内を清掃し、備品等を原状に復するとともに、戸締まり、施錠及び鍵の返還を確実にすること。
- (9)建物、電気及び給排水設備等の破損又は盗難等の異状を認めたときは、速やかに届け出ること。
- (10)施設、設備、備品等を故意又は過失により損又は滅失したときは、使用者がその損害を弁償すること。
- (11)掲示類は、所定の掲示板以外に掲示しないこと。また、掲示物の大きさは、本学が指定する範囲内とし、学務部において掲示期間指定の認印を受けたものでなければならない。
- (12)以上の事項を守らないときは、使用許可を取消し、又は使用の停止を命じ、若しくは事後の使用を許可しないことがある。

6 各施設の用途

- (1)共用談話室
学生及び職員が、自由に談話し、休憩することができる。また、壁面に絵画・写真・書道等の展示をすることができる。
- (2)大ホール
演劇、音楽会等の練習及び定期発表会・講演会・映画会・研究発表会等に利用できる。
- (3)集会室
学生及び職員の会議・研修会・文化系及び体育系サークルの会合・クラス会等に利用できる。また、指定する集会室については、絵画・書道等の展示場として利用できる。
- (4)集会室(和室)
邦楽・茶道・華道等の練習及び定期発表会、又は学生及び職員の懇談会等に利用できる。
- (5)音楽鑑賞室
音楽鑑賞等に利用できる。

福利厚生施設 (岐阜大学消費生活協同組合)

第1食堂

安全で安心な食材を使用した豊富なメニューを提供する食堂です。カウンターで食べたいものをスタッフに注文して受け取って食べられます。「食べた後に次の方へすみやかに席を譲る」のご協力をお願いいたします。

営業時間 (授業日・試験日)

11:15～14:00 (ラストオーダー)

17:45～19:15 (ラストオーダー)

夏休み・冬休み・春休み期間の平日

11:30～13:30 (ラストオーダー)

土曜・日曜・祝日・お盆・
年末年始は休業いたします。

Repos (ルポ)

手仕込みからあげ丼のお店です。テイクアウトできます。ホール内でも座って食べられます。提供します容器は「リサイクルできるリ・リパック」です。食べた後にシール部分をはがしていただき、回収にご協力をお願いいたします。回収後は新しい容器に生まれ変わります。

営業時間 (授業日・試験日)

11:30～13:00 (ラストオーダー)

土曜・日曜・祝日・夏休み・冬休み・
春休みは休業いたします。

中央店 (購買・書籍・学びの講座・たすけあいの保障)

お昼休みにテイクアウト丼「学食BENTO」が買えるほか、食べ物・飲み物・デザート、書籍・雑誌、パソコン・周辺機器、文具などを販売しています。公務員採用試験対策の学内講座を行っています。自転車のパンク修理もしています。岐阜バス「ayuca」の販売・チャージ・定期券購入ができます。自動車学校の入校受付も行っています。学生どうしのたすけあい「CO・OP学生総合共済」への加入手続きや、ケガや病気にあってしまった時の相談もできます。

営業時間 (授業日・試験日)

10:00～17:00

夏休み・冬休み・春休み期間の平日

11:00～14:00

土曜・日曜・祝日・お盆・
年末年始は休業いたします。

コンビニ・広報プラザ

福利厚生施設として、バス停(岐阜大学)のとなりにコンビニ(ミニストップ)が設置されています。店内のイトインコーナーに掲示板(インフォメーションボード)とパンフレットラックを設置しており、各学部等・センターの概要や教育研究の内容を紹介し、本学の広報プラザとして情報発信を行っています。



岐阜大学生協



岐阜大学生協の営業時間



コンビニ・広報プラザ | MAP E-3 (P4)



平日 7:00～22:00
土日祝 7:00～20:00
※正月・お盆は閉店です。

第2食堂・コンビニコーナー | MAP C-4 (P4)

第2食堂・PECO「ペコ」(岐阜大学消費生活協同組合)

第2食堂

安全で安心な食材を使用した豊富なメニューを提供する食堂です。ご自身で、食べたいメニューをショーケースから選んでトレイにのせます。「食べた後に次の方へすみやかに席を譲る」のご協力をお願いいたします。

営業時間 (授業日・試験日)

11:15~13:15 (ラストオーダー)

土曜・日曜・祝日・夏休み・冬休み・春休みは休業いたします。



PECO「ペコ」(お弁当・食べ物・飲み物のショップ)

生協手づくり「学食BENTO」や、パン・お菓子・ドリンクなどを販売しています。

営業時間 (授業日・試験日)

10:00~15:00

土曜・日曜・祝日・夏休み・冬休み・春休みは休業いたします。

医学系研究科・医学部福利厚生施設 | MAP B-2 (P4)

医学部教育・福利棟(岐阜大学消費生活協同組合)

医学部店(購買(食べ物・飲み物)・書籍)

医学部医学科・看護学科の専門書をそろえています。お昼休みにテイクアウト井「学食BENTO」が買えるほか、食べ物・飲み物・デザート、書籍・雑誌、パソコン・周辺機器、文具などを販売しています。自転車のパンク修理もしています。岐阜バス「ayuca」の販売・チャージ・定期券購入ができます。

営業時間 (授業日・試験日)

9:30~16:00

夏休み・冬休み・春休み期間の平日

10:00~15:30 (期間は生協営業カレンダーでご案内します)

土曜・日曜・祝日・お盆・年末年始は休業いたします。



医学部食堂

安全で安心な食材を使用したメニューを提供する食堂です。カウンターで食べたいものをスタッフに注文して受け取って食べられます。

テイクアウトできるお弁当もその場で盛り付けてご提供します。

「食べた後に次の方へすみやかに席を譲る」のご協力をお願いいたします。

営業時間 (授業日・試験日)

11:15~13:30 (ラストオーダー)

土曜・日曜・祝日・夏休み・冬休み・春休みは休業いたします。

緊急時にはこんな設備があります。

AED(自動体外式除細動器)

岐阜大学には以下の場所にAEDが設置してあります。(p87参考)

- ・保健管理センター正面入口
- ・教育学部保健体育棟正面入口
- ・教育学部1棟ビロティ
- ・医学部本館1階
- ・医学部教育福利棟2階
- ・医学部看護学科正面入口
- ・工学部正面入口
- ・工学部総合研究棟I入口
- ・応用生物科学部正面入口
- ・柳戸農場管理棟玄関前
- ・地域科学部・全学共通教育講義棟入口
- ・糖鎖生命コア研究所岐阜研究棟正面玄関
- ・航空宇宙生産技術開発センター入口
- ・器具庫(屋外体育施設)
- ・黒野寮1階管理人室前
- ・国際交流会館A棟事務室前
- ・国際交流会館B棟階段前
- ・国際交流会館C棟1階ロビー
- ・保育園ほえみ
- ・情報館A館1階ホール
- ・附属学校 中央校舎
- ・附属学校 北体育館
- ・附属学校 南体育館
- ・附属学校 プール
- ・美濃加茂農場
- ・位山演習林

※病院には多数設置されています。

日本救急医療財団

心肺蘇生法委員会

「救急蘇生法の指針」



避難器具

消防法、消防法施行令等で定められているとおり、下記のものが各施設の状況に応じて設置してあります。

避難はしご

緩降機

救助袋



例：避難はしご

また、下の図の様に避難経路が示してある箇所があります。

日頃から場所を確認し、非常時は落ち着いて行動してください。



例：全学共通講義棟1F

【注意】

規則は、この冊子の作成時のものから一部抜粋したものです。

岐阜大学学則

平成19年4月1日

岐阜大学規則第50号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人東海国立大学機構が設置する岐阜大学(以下「本学」という。)の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学は、地域における学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、学術文化の発展と交流を担うとともに、広く知識を授け、優れた知的・道徳的・応用的能力を持ち、自立した専門的能力を有する人材の育成を行い、もって学術文化の向上と豊かで安全な人間社会の発展に貢献することを目的とする。

第2章 教育研究上の基本組織

(学部及び学科・課程)

第3条 本学に、次の学部を置き、学部に応じた学科・課程を置く。

教育学部	学校教育教員養成課程
地域科学部	地域政策学科
	地域文化学科
医学部	医学科
	看護学科
工学部	社会基盤工学科
	機械工学科
	化学・生命工学科
	電気電子・情報工学科
応用生物科学部	応用生命化学科
	食農生命科学科
	生物環境学科
	共同獣医学科

2 前項の工学部電気電子・情報工学科に、電気電子コース、情報コース及び応用物理学コースを置く。

3 第1項の応用生物科学部共同獣医学科は、本学及び鳥取大学が共同して編成する共同教育課程とする。

(学環)

第3条の2 本学に、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第41条に定める学部等連係課程実施基本組織として、社会システム経営学環(以下「学環」という。)を置く。

2 学環は、地域科学部、工学部及び応用生物科学部の連携及び協力によって教育を実施するものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第3条の3 前2条に定める、学部、学科若しくは課程又は学環にあつては、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定め公表するものとする。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、岐阜大学大学院学則(平成19年岐阜大学規則第51号。以下「大学院学則」という。)による。

(教員組織)

第5条 学部 学部の学科(教育学部にあつては課程、応用生物科学部にあつては学科及び課程)、学環及び大学院の研究科の専攻に、教育研究上の目的を達成するための教員組織として、講座、学科目等を置く。

2 講座、学科目等に関し必要な事項は、「岐阜大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程」(令和2年規程第110号)による。

第6条から第14条の3まで 削除

第3章 学部等教育

第1節 教育組織、修業年限及び在学期間等(教育組織、入学定員及び収容定員)

第15条 学部及び学環(以下「学部等」という。)の教育組織、入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
教育学部	校教育教員養成課程	人 220	人	人 880
	地域政策学科	50	5	210
	地域文化学科	50	5	210
	計	100	10	420
医学部	医学科	85		510
	看護学科	80		320
	計	165		830
工学部	社会基盤工学科	68【8】	10	292【32】
	機械工学科	134【4】	10	556【16】
	化学・生命工学科	154【4】	2	620【16】
	電気電子・情報工学科	194【4】	8	792【16】
	電気電子コース	《75》		
	情報コース	《70》		
	応用物理コース	《25》		
	計	550	30	2,260
応用生物科学部	応用生命化学科	58【3】	3	238【12】
	食農生命科学科	59【4】	4	244【16】
	生物環境学科	53【3】	3	218【12】
	共同獣医学科	30		180
	(鳥取大学農学部共同獣医学科)	(35)		(210)
	計	200	10	880
社会システム経営学環		30		120

備考1 工学部における《 》は、コース定員を表し、学科の入学定員の内数とする。

備考2 応用生物科学部における()は、本学と共同獣医学科を設置している鳥取大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり、外数とする。

備考3 社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は、工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし、【 】は、各学科に係る内数を示す。

(修業年限)

第16条 学部等の修業年限は、4年とする。

2 医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の修業年限については、前項の規定にかかわらず、6年とする。(修業年限の通算)

第17条 科目等履修生又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条の規定により本学が編成した特別の課程を履修する者として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学

の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で前条の修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算は、学部等の長が行う。(在学期間)

第18条 学部等の学生は8年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生は、12年を超えて在学することができない。ただし、医学部医学科の1年次及び2年次の2学年間における在学期間にあつては、4年を超えることができない。

3 第27条又は第28条の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 学年、学期及び休業日(学年)

第19条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。(学期)

第20条 学年は、次の2学期に分ける。ただし、医学部医学科については、別に定める。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで(休業日)

第21条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 三 創立記念日 6月1日
 - 四 春季休業 4月1日から4月10日まで
 - 五 夏季休業 8月1日から9月30日まで(医学部医学科第2年次から第6年次までにあつては7月10日から8月31日まで)
 - 六 冬季休業 12月23日から翌年1月10日まで
- 2 学部等の長は、前項第4号から第6号までに規定する休業期間を必要に応じ変更することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学部等の長又は教育推進・学生支援機構長が必要であると認めたときは、休業日であっても授業を行うことができる。

第3節 入学(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学並びに秋季入学については、第19条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2 前項に定めるもののほか、入学資格(3年次編入学を除く。)に関し必要な事項は、別に定める。(入学願書の提出)

第24条 本学への入学を志願する者は、第78条に規定する検定料を添え、所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。ただし、再入学、転入学並びに秋季入学を志願する者は、各学部等の指定する期日までに、入学願書を提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入学願書の提出に関し必要

な事項は、別に定める。(合格者の決定及び入学手続)

第25条 学長は、入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、合格者を決定する。

2 前項の規定による合格者で本学に入学しようとする者は、第78条に規定する入学料を納付し所定の期日までに入学手続きをしなければならない。(入学の許可)

第26条 学長は、前条第2項の規定により入学手続を経た者(第79条に規定する入学料の免除又は納付猶予の申請を行った者を含む。)に対し、入学を許可する。(3年次編入学)

第27条 第15条の表に掲げる3年次編入学定員で編入学できる者は、学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2 前項に定めるもののほか、入学資格に関し必要な事項は、別に定める。(再入学、編入学及び転入学)

第28条 学長は、本学へ再入学、編入学又は転入学を志願する者があるときは、第15条に規定する学部等の収容定員等を勘案し、教育に支障のない場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、入学資格に関し必要な事項は、別に定める。(既修得単位等の認定)

第29条 学部等の長は、第27条又は前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定を行うことができるものとする。(準用規定)

第30条 第24条、第25条及び第26条の規定は、第27条又は第28条の規定により入学する者にこれを準用する。

第4節 教育課程及び履修方法等(教育体系等)

第31条 本学における教育体系は、教養教育及び専門教育とし、教養教育においては教養科目(応用生物科学部共同獣医学科にあつては一般教養科目という。以下同じ。)を、専門教育においては基礎科目及び専門科目(応用生物科学部共同獣医学科にあつては専門教育科目という。)を置く。(教育課程の編成)

第32条 学部等及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、本学及び学部等の教育課程に関する編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の下で必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮をしなければならない。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

4 第1項から前項までに定めるもののほか、教育課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。(授業科目の開設主体)

第33条 前条に規定する授業科目のうち全学共通に履修させる教養科目(応用生物科学部共同獣医学科にあつては本学が開設する一般教養科目に限る。)は、全学共通教育

科目と称し、教育推進・学生支援機構が全学体制の下で開設する。

2 学部等において履修させる授業科目は、それぞれの学部等が開設する。(連携開設科目)

第33条の2 前条の規定にかかわらず、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第19条の2に規定する連携開設科目を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。(外国人留学生等に係る日本語科目等)

第34条 外国人留学生に対しては、前条に規定するもののほか、全学共通教育科目として日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の規定により開設する授業科目は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間、中等教育(中学校、高等学校及び中等教育学校に相当する学校における教育をいう。)を受けた者に履修させることができる。(単位の計算方法)

第35条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項第2号及び第3号に規定する単位の計算方法について教育上特別の必要があると認められる場合は、各学部等又は教育推進・学生支援機構において、第2号の演習については15時間から30時間までの範囲で、第3号の実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で変更することができる。ただし、第3号中芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部等又は教育推進・学生支援機構において定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準は、講義時間を3倍、演習時間を1.5倍、実験及び実習時間を1倍して、合計時間が45時間の授業時間をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部等において単位数を定めることができる。(1年間の授業期間)

第36条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。(各授業科目の授業期間)

第37条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。(授業及び履修の方法等)

第38条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定める（平成13年文部科学省告示第51号）ところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で学生に履修させることができる。

3 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が定める（平成15年文部科学省告示第43号）ところにより、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4 第44条から第49条までの規定により修得できる単位又は修得したものとみなす単位の合計は、60単位を超えることができない。

5 第31条から第34条及び第43条に定めるもののほか、授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

（成績評価基準の明示）

第39条 各学部等及び教育推進・学生支援機構は、学修の成果に係る評価等の基準を定め、授業細目（シラバス）に記載し、学生に対して明確に提示しなくてはならない。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第40条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（授業科目の成績）

第41条 授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとする。

2 履修した授業科目の成績は、前項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により総合判定する。

3 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格又は不合格の評語を用いることができる。

4 前項の成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

（単位又は授業科目の修得の認定）

第42条 単位又は授業科目の修得の認定は、前条に規定する授業科目の成績の判定に基づくもののほか、認定に関し必要な事項は、各学部等において別に定める。

（連携開設科目に係る単位の認定）

第42条の2 学生が履修した第33条の2に規定する連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 第60条に規定する卒業要件として修得すべき単位数のうち、前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、30単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、連携開設科目に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目の登録の上限）

第43条 各学部等は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数を定めるものとする。

（他の学部等の授業科目の履修等）

第44条 学生は、他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講することができる。

2 前項の規定により学生が他の学部等の授業科目を履修し、又は聴講しようとするときは、当該授業科目を開設する学部等の長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定による他の学部等の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第45条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が他大学等の授業科目を履修しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により他大学等において履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

4 他大学等において履修した期間は、本学の在学期間に算入する。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、他大学等の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し必要な事項は、別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第46条 学部等の長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第68号）を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（留学）

第47条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。）との協議に基づき、学生を当該外国の大学等に留学させることができる。

2 第45条第2項から第4項までの規定は、学生が外国の大学等に留学する場合にこれを準用する。

3 前2項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

（外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修等）

第48条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させることができる。

2 第45条第2項から第4項までの規定は、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を履修する場合にこれを準用する。

3 前2項に定めるもののほか、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第49条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位及び同条第2項に定める特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。）を、学部等の長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学

修その他文部科学大臣が別に定める学修を、学部等の長は、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第45条第3項（第47条第2項及び第48条第2項において準用する場合を含む。）により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第50条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修について、学長の許可を得なければならない。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 休学、復学、転部、転学、退学及び除籍（休学）

第51条 学部等の長は、疾病その他特別の理由により引き続き3月以上修学することができない者から休学期間を定めた休学願が提出されたときは、休学を許可することができる。

2 学部等の長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。（休学期間）

第52条 休学期間は、1年以内とし、当該学年末までとする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を1年以内更新することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第18条に規定する在学期間に算入しない。（復学）

第53条 学部等の長は、休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者について、その復学を許可することができる。

2 学部等の長は、第51条第2項の規定により休学を命じた者で、その理由が消滅した場合には、その復学を許可することができる。

（転部）

第54条 学生が他の学部等に転部しようとするときは、所属する学部等の長及び転部する学部等の長の許可を得なければならない。

2 第29条の規定は、前項の規定により転部する者にこれを準用する。

（転学）

第55条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（退学）

第56条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第57条 学長は、学部等の長の申し出により、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、これを除籍する。

一 死亡した者

二 行方不明の者

2 学長は、入学料の免除若しくは納付の猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者で、その納付すべき入学料を納付しない場合は、これを除籍する。

3 学長は、許可なく入学料（納付を猶予された場合に限る。）若しくは授業料を滞納し、又は延納期限を経過し、督促してもこれを納付しない者に対しては、除籍することができる。

（退学を命ずる場合）

第58条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、退学を命ずることができる。

一 第18条に規定する在学期間を超えた者

二 第52条第2項に規定する休学期間を超えた者

三 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

（その他）

第59条 第51条から前条までに関し、必要な事項は別に定める。

第6節 卒業の認定及び学士の学位授与（卒業の認定）

第60条 卒業の認定は、第16条に規定する修業年限以上在学し、別に定める授業科目を履修し、卒業要件として定める単位を修得した者について、学長が行う。

2 学長は、前項に規定するもののほか、学校教育法第89条に定めるところにより、学生（医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生を除く。）が本学に3年以上在学し、卒業の要件として定める単位を特に優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

3 前2項に規定する卒業の認定は、学年の終わり（秋季入学した者にあつては、第16条に規定する修業年限に達する学期の終わり）に行う。ただし、学年の終わりに行う卒業の認定を受けることができなかった者については、別に定める時期に認定をうけることができるものとする。

4 第1項から前項までに定めるもののほか、卒業の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（学士の学位授与）

第61条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者には、岐阜大学学位規則に定めるところにより、学士の学位を授与する。

第7節 教員免許状（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第62条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部等の学科又は課程において当該所要資格を取得できる課程の認定を受けた免許状の種類及び免許教科の種類は、別表のとおりとする。

第8節 賞罰（表彰）

第63条 学生として表彰に値する行為があつたときは、学長は、これを表彰する。

2 前項に規定する表彰に関し必要な事項は、別に定める。（懲戒）

第64条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、これを懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 正当の理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 第2項の規定による停学の期間が3月を超える場合は、第16条に規定する修業年限に算入しない。

5 懲戒に関し必要な事項は、第1項から前項までに定めるもののほか、学長が別に定める。

第4章 大学院教育
(大学院教育)

第65条 大学院に関し必要な事項は、大学院学則による。

第5章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生等(研究生)

第66条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第67条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、学部等の教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第68条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を志願する者については、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第69条 他の大学(外国の大学を含む。)等に在籍する学生で本学の授業科目について履修することを希望するものについては、当該他の大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(短期特定課題受託研修生)

第69条の2 他の大学(外国の大学を含む。)等に在籍する学生で本学において短期の研修を希望する者については、当該他の大学との協議に基づき、学長は、短期特定課題受託研修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第70条 学長は、外国人留学生として本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する外国人留学生については、第15条に規定する収容定員の枠外とすることができる。

(内地留学生等)

第71条 学長は、産業教育内地留学生、科学教育研究室研究生、現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される教職員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員、教職員支援機構研修員、受託研究員、獣医師受託研修生、外国人受託研修員及び中国医学研修生を志願する者については、その受入れを許可することができる。

(その他)

第72条 第66条から前条までに関し必要な事項は、別に定める。

第6章 学生支援
(学生支援)

第73条 本学は、学生の修学その他に関し、必要な助言指

導を行う。

(保健管理)

第74条 学生は、毎年行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第75条 学生は、前条に規定する健康診断のほか、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又はその他の検査を受けなければならない。

(学生支援施設)

第76条 本学に、学生寮、課外活動施設その他の学生支援に関する施設を置く。

(その他)

第77条 第73条から前条までに関し必要な事項は、別に定める。

第78条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料等(検定料、入学料、授業料等の額及び収納方法)

第78条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、別に定める額を所定の期日までに納付しなければならない。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに納付の猶予)

第79条 入学料、授業料及び寄宿料については、免除又は納付猶予の申請を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、入学料、授業料及び寄宿料の免除及び納付猶予については、別に定める。

第8章 雑則
(雑則)

第80条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第62条関係)

学部	学科又は課程	免許状の種類	免許教科・領域の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、工業、英語
		特別支援学校教諭 一種免許状	聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
		幼稚園教諭 一種免許状	
工学部	社会基盤工学科 機械工学科 化学・生命工学科 電気電子・情報工学科 電気電子コース 情報コース	高等学校教諭 一種免許状	工業
	電気電子・情報工学科 応用物理コース		
			数学
応用生物科学部	応用生命化学科 食農生命科学科 生物圏環境学科	高等学校教諭 一種免許状	理科 農業

岐阜大学学生表彰規程

平成 19 年 10 月 1 日
規程第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜大学学則第 63 条第 2 項及び岐阜大学大学院学則第 52 条の規定に基づき、岐阜大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定める。

(基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

一 在学期間中において、極めて優秀な学業成績を挙げ、高い評価を受けたもの

二 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、学界又は社会的に高い評価を受けたもの

三 課外活動において、特に顕著な成績を挙げ、課外活動の振興に功績があったと認められるもの

四 社会活動において、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの

五 その他前各号と同等以上の表彰に値する行為があったと認められるもの

(推薦)

第 3 条 各学部長、学環長各研究科長又は学務部長は、前条に該当すると認められるものがあったときには、学長に推薦する。

(決定)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときには、教育推進・学生支援機構教学委員会の議を経て、表彰を決定する。

(方法及び時期)

第 5 条 学長は、表彰を決定したときには、表彰状を授与する。

2 前項の表彰状に、記念品を添えることができる。

(庶務)

第 6 条 学生の表彰に関する庶務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 岐阜大学学生表彰規則(平成 16 年岐阜大学規則第 134 号)

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

岐阜大学学生懲戒指針

平成 27 年 3 月 20 日
学長裁定

岐阜大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、岐阜大学学則(平成 19 年岐阜大学規則第 50 号。以下「学則」という。)第 64 条に規定するもののほか、教育的指導の観点から、学生の懲戒及び嚴重注意(以下「懲戒等」という。)について必要な事項を定める。

2 懲戒等の種類の定義

一 「退学」とは、本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させることをいう。

二 「停学」とは、大学への登学を禁止することをいい、6 月以内の期限を付す有期停学及び期限を付さない無期停学からなる。

三 「訓告」とは、学生の行った行為を戒めて事後の反省を求めるため、文書により注意することをいう。

四 「嚴重注意」とは、訓告には至らない場合において、口頭又は文書により注意することをいう。

3 懲戒等の要否等の決定

学生の懲戒等に関する措置は、懲戒等対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で処分を決定するものとする。ただし、原因行為の「悪質性」、結果の「重大性」等の度合いによって懲戒等処分を加減できるものとする。

4 懲戒等の対象

一 懲戒等の目安

ア 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合は、退学又は停学相当とすることができる。

イ 事件事故の行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合は、停学又は訓告とすることができる。

ウ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合は、停学、訓告又は嚴重注意とすることができる。

二 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の判断は、加害者となる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

三 重大性の判断

結果の「重大性」の判断は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会的に与えた影響等を勘案して判断するものとする。ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」についても考慮するものとする。

四 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒等

過去に懲戒等を受けた者が、再度懲戒等又はこれに相当する行為をした場合は、「悪質性」が高いものとみなし、重い処分を課することができるものとする。

5 懲戒等の手続き

一 事件事故の取扱い

ア 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する指導教員等は、直ちに当該学部又は学環(以下「学部等」という。)の長(以下「学部長等」という。)に連絡し、学部長等は、速やかに副学長(教育担当)に通報するとともに、事

実関係の把握に努めその状況を学長に報告するものとする。

イ 調査及び審査

1) 学部長等は、連絡のあった事件事故において、懲戒等について検討すべき事案が含まれていると認めたときは調査及び審査を行うものとする。調査及び審査は、学部等における教務厚生関係委員会（以下「学部等委員会」という。）で行うものとし、必要に応じて関係教員等の出席を求めることができる。

2) 学部等委員会は、当該事件事故に複数学部等の学生が関与している場合は、関係学部等と連携して調査及び審査を行うものとする。

3) 学部等委員会における事実関係の調査は、原則として当該学生からの事情聴取により行うものとする。ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合又は刑法上の身柄拘束等その他の事情により事情聴取ができない場合は、その旨を学部長等に報告するものとする。

4) 学部等委員会は、必要に応じて当該学生以外の者から事実関係の調査を行い、その認定にあたっては、原則として当該学生の確認を得るものとする。ただし、当該学生が異義を述べている場合であっても、当該学生以外の者からの調査内容が信用するに足るべきと判断できるときは、当該事実行為があったものと認定できるものとする。

5) 学部等委員会は、調査結果に基づき当該事件事故にかかる懲戒等の要否、懲戒等の種類及びその内容等について審査しなければならないものとする。

6) 学部等委員会は、調査及び審査結果に基づき懲戒等処分原案を作成するにあたっては、事前に当該学生に対し口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。

7) 学部等委員会は、学部長等に調査及び審査の結果を報告するとともに懲戒等処分原案を提示するものとする。

ウ 懲戒等の申請

1) 学部長等は、学部等委員会の調査、審査結果及び懲戒等処分原案に基づき、学部等教授会の意見を聴いて、学長に懲戒等処分の申請を「学生の懲戒等処分案上申書」（様式1）により行うものとする。

2) 学長は、上申書の提出があった場合、岐阜大学運営会議において、懇談事項として意見交換を行い、判断の参考とする。

3) 学長は、懲戒等処分案について、全学的な調整を図る必要が生じた場合は、教学委員会に協議を命ずるものとする。

エ 懲戒等の決定

1) 学長は、学部長等から申請された懲戒等処分案に基づき、教育研究評議会の議を経て処分を決定するものとする。ただし、嚴重注意にかかる処分については教育研究評議会の意見聴取を要しないものとする。

2) 懲戒処分を行う場合の執行開始日は、原則として、当該処分の決定日の翌日とする。

3) 学長は、懲戒処分を行う場合は、「懲戒処分書」（様式2）を作成し、学部長等から対象学生に対して交付させるものとする。ただし、交付が不可能な場合は、他の適当な方法により通知すること、交付したものとみなす。

4) 学長は、嚴重注意の処分を行う場合は、学部長等から対象学生に対して口頭又は文書により注意させるものとする。

オ 自宅待機

学部長等は、処分が決定するまでの間、必要に応じて当該学生を自宅待機させることができるものとする。

カ 懲戒処分と自主退学

学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の

決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

二 ハラスメント、性暴力等、二次加害行為等に関する取扱い

岐阜大学ハラスメント防止等に関する規程（平成20年規程第11号）第16条に基づき、処分等を行うことが必要であると認められた場合は、必要な措置を講じるものとする。懲戒等の手続きは、原則としてこの指針5の一のイ5）～カに準じて行うものとする。

三 試験等の不正行為に関する取扱い

試験等に係る不正行為については、全学共通教育科目の試験時における不正行為に関する申合せ又は学部等が定めた試験時における不正行為に関する規程等によるものとする。懲戒等の手続きは、原則としてこの指針5の一のア～カに準じて行うものとする。

四 停学中の措置

ア 停学処分を受けた学生は、停学期間中、本学の実験等の履修、試験等の受験及び課外活動への参加ができない。

イ 停学期間が当該学生の履修手続きの期間と重複する場合には、原則として、当該学生の履修登録を認めるものとする。

ウ 当該学生の所属する学部等は、当該学生と面談を行う等の教育的指導を行うとともに、関係機関の協力を得ながらその更生に努めるものとする。

五 無期停学の解除

ア 学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、処分の解除を申請することができる。

イ 学部長等は、学部等教授会の意見を聴いて、学長に無期停学処分解除の申請を「学生の無期停学処分解除申請書」（様式3）により行うものとする。

ウ 学長は、教育研究評議会の議を経て、無期停学処分の解除を決定するとともに、「停学処分解除通知書」（様式4）を作成し、学部長等から対象学生に交付させるものとする。

エ 無期停学は、6月を経過した後でなければ解除することができない。

6 懲戒等処分原案

学生の懲戒等は、別表「学生の懲戒等処分基準」に基づきガイドラインとして、処分原案を作成するものとする。

7 懲戒等に関する告示

懲戒等を実施したときは、学部等、学年、懲戒等の内容及び理由を明示し「学長告示」（様式5）として処分を行った日から1週間掲示するものとする。

8 指針の準用

岐阜大学大学院学則（平成19年岐阜大学規則第51号。以下「大学院学則」という。）第53条に規定する大学院の学生の懲戒については、この指針を準用する。

附 則

1 この指針は、平成27年4月1日から実施する。

2 この指針の実施前に決定した処分については、なお従前の取扱いによるものとする。

3 学生懲戒指針（平成18年4月1日大学教育委員会制定）は廃止する。

附 則（令和2年4月1日）

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月16日）

この指針は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和3年6月14日）

この指針は、令和3年6月14日から実施する。

附 則（令和4年7月19日）

この指針は、令和4年7月19日から施行する。

学生の懲戒等処分基準

区分	懲戒等処分に該当する内容		懲戒等処分
交通事故	交通三悪、ひき逃げ、あて逃げによる交通事故を起こした場合	人を死亡させた場合	退学又は停学
		人を負傷させた場合	停学
		物損事故の場合	停学又は訓告
	交通三悪、ひき逃げ、あて逃げには該当しないが、相当な過失責任による交通事故を起こした場合	人を死亡させた場合 人を負傷させた場合及び物損事故の場合	停学 訓告又は嚴重注意
犯罪行為	殺人、傷害、強盗、不同意性交等、放火、身代金誘拐などの凶悪な犯罪行為を行った場合		退学又は停学
	ハラスメントに起因する極めて悪質な（修学上の秩序を著しく乱した場合を含む。）行為又は犯罪行為を行った場合		退学、停学又は訓告
	窃盗、詐欺、恐喝、住居侵入、強要、脅迫などの悪質な犯罪行為を行った場合		退学、停学又は訓告
	賭博、過失致死、過失傷害、器物破損などの犯罪行為であって、刑法等に抵触する場合又は抵触すると思われる場合		停学、訓告又は嚴重注意
	痴漢行為、不同意わいせつ行為、のぞき見行為、性的姿勢等撮影行為、その他の迷惑行為等であって、刑法、軽犯罪法、青少年保護育成条例、迷惑防止条例等に抵触すると思われる場合		退学、停学、訓告又は嚴重注意
	薬物犯罪（薬物の売買又はその仲介、薬物の自己使用等）を行った場合		退学又は停学
	ストーカー行為であって、ストーカー行為等の規制に関する法律に抵触する場合又は抵触すると思われる場合		停学又は訓告
	コンピュータ及びネットワークの不正使用を行った場合		退学又は停学
他の不正使用を行った場合	悪質な不正使用（成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）の場合		退学又は停学
試験等における行為	その他の不正使用（著作権、特許等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）の場合		停学又は訓告
その他の行為	レポートにおける剽窃、カンニング、代理受験、監督者の注意等に従わないなどの不正行為を行った場合		停学又は訓告
	その他学生としての本分に反する行為		退学、停学、訓告又は嚴重注意

備考

- 「退学」、「停学」、「訓告」は、学則に基づく懲戒処分である。
- 「交通三悪」とは、飲酒運転、無免許運転、大幅な制限速度超過をいう。
- 「剽窃」とは、他人の論文、著作、レポート等の全部又は一部を写し、自分のものとして発表又は提出することを含む。

学生・保護者等に係る個人情報の取扱い

岐阜大学では、学生の皆様から提出された個人情報に関する情報を含む記録については、「東海国立大学機構個人情報保護規程」及び「東海国立大学機構個人情報保護規程施行細則」等の定めに基づき、個人情報の適正な管理に努めております。

学生・保護者等に係る個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

- 学生・保護者に係る個人情報は、入学試験情報及び入学手続き時に提出された情報並びに学務関係業務に必要なものとして作成又は取得した情報であり、その主な利用目的と主な情報の種類（括弧書き）は次に掲げるものです。また、業務上特に必要とする場合及び大規模災害・事故発生等の緊急時であって、本人の同意を得る作業を行うことが著しく困難であると考えられる場合は、記載以外の情報を利用することがあります。
- 学生本人との連絡、学生名簿作成等業務（氏名、所属、学籍番号、電話番号、メールアドレス）
- 学生呼出し（掲示）（学籍番号）
- 保護者等との連絡等業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、成績、メールアドレス）
- 修学管理、成績、単位、免許、資格、証明書、学位授与等業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、成績、生年月日、免許証写）
- 入学者選抜業務（氏名、住所、電話番号、入学前成績、生年月日、出身高校、本籍）
- 入学科・授業料・寄宿料等徴収・免除及び管理等業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、成績、家族・家計状況）
- 黒野寮・国際交流会館の運営等業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス）
- 奨学支援業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、成績、経済情報）
- 健康管理、健康診断、健康増進サポート等業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、健康診断情報）
- 学研災業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス）
- 課外活動支援業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス）
- 就職活動支援業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、成績、進路先）
- 障害学生支援業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、障害内容、支援内容）
- 図書館、電算機等利用時の利用者管理業務（氏名、所属、学籍番号、住所、電話番号、メールアドレス、写真）
- 学生行事、表彰、広報等業務

- (氏名, 所属, 学籍番号, 電話番号, メールアドレス, 写真, 成績, 進路先)
- ①6) 在学中及び卒業後の本学刊行物の発送等業務
(氏名, 所属, 学籍番号, 住所, 電話番号, メールアドレス, 進路先)
- ①7) その他法令に違反しない範囲で, 岐阜大学が処理する事務及び事業に関し, 個人情報を取り扱う保護管理者が必要と認めた利用目的
(利用目的に係る情報)
2. 上記1. に掲げる利用目的のために, 次に掲げる事項に係る個人情報を業務委託その他の必要に応じ第三者に提供することがあります。
- (1) 単位互換希望学生 単位互換に関する協定に基づく事項
(2) 教育実習希望学生 教育実習に関する事項
(3) 介護等体験希望学生 介護等体験に関する事項
(4) インターンシップ希望学生 インターンシップに関する事項
(5) 臨床実習等医学部正課の 臨床実習等実習に関する事項
実習を履修する学生
(6) 奨学金申請学生 奨学金申請に関する事項
(7) 博士学位授与者 学位授与の報告等に関する事項
(8) データ入力, 帳票出力などを業務委託する場合は, 委託先事業者との契約による義務付けなどにより, その第三者からの漏えい, 再提供の防止を図ります。
(9) その他法令に基づき提供を義務付けられた場合, 行政機関等の公的機関が法令の定める事務又は事業を遂行することに協力する場合, もっぱら統計の作成を目的とする場合, 本人の生命, 身体, 財産その他の権利利益を保護するために緊急に必要であると判断できる場合, 並びに公益にとって緊急かつ不可欠であると判断できる場合には, 本人の同意を得ることなしに, 第三者に個人情報を提供することがあります。
3. 岐阜大学同窓会, 後援会及び岐阜大学消費生活協同組合からの要請があった場合は, 安全確保の措置を講じた上, 当該組織の活動に必要な範囲で提供することがあります。
4. 上記1. の(17)に該当する個人情報の保有又は利用目的が生じた場合, その周知は, Web上への掲載, ポスター等の掲示又は文書, メール等により本人への直接通知によるもののほか, 内容が本人に認知される合理的かつ適切な方法により行います。
5. 上記の利用目的の中で疑問がある場合は, 学務部教務課(電話 058-293-2133)に申し出てください。

その他, 主な学生に関する規則

- ◇岐阜大学全学共通教育科目に関する規程
◇岐阜大学学生共通規程
◇岐阜大学学内転部に関する規程
◇岐阜大学教養科目に係る「大学以外教育施設等における学修」の単位認定に関する取扱細則
◇岐阜大学における入学前の既修得単位等の認定に関する取扱細則
◇岐阜大学における授業料の免除及び納付猶予に関する規程
◇岐阜大学における授業料及び入学料の免除並びに納付猶予の選考基準に関する細則
◇岐阜大学黒野寮細則
◇岐阜大学体育施設細則
◇岐阜大学合宿研修施設細則
◇岐阜大学課外活動サークル共用施設細則
◇岐阜大学職業紹介業務運営規程
◇岐阜大学ハラスメント防止等に関する規定
◇岐阜大学キャンパスライフヘルパー要項
◇岐阜大学学生会館細則
◇岐阜大学スチューデント・アシスタント実施要項
◇岐阜大学柳戸地区構内交通対策要項
◇岐阜大学柳戸地区構内における放置されている車両の処分に関する取扱要領
◇教育学部規程
◇地域科学部規程
◇医学部規程
◇工学部規程
◇応用生物科学部規程
◇社会システム経営学環規程
◇岐阜大学図書館利用細則

M e m o

学年暦(令和7年度)

前学期

APRIL						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

1日(火)~9日(水) ▶ 春季休業
7日(月) ▶ 入学式
1日(火)~9日(水) ▶ 新入生関連行事
(定期健康診断・ガイダンス等)
10日(木) ▶ 前学期開講

MAY						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2日(金) ▶ 火曜日の授業
8日(木) ▶ 月曜日の授業

JUNE						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

4日(水) (検討中) ▶ 創立記念日行事

JULY						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

AUGUST						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

7/30(水)~8/5(火) ▶ 補講・定期試験日
6日(水)~ ▶ オープンキャンパス(日程未定)
9月30日(火) ▶ 夏季休業
*医学部医学科 2-6年の夏季休業は、別に定める。

SEPTEMBER						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

後学期

OCTOBER						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

1日(水) ▶ 後学期開講
28日(火) ▶ 後期防災訓練(東海機構)

NOVEMBER						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

10/31(金) ▶ 岐大祭
~11/3(月) ※10/31(金)は講義を実施しない
5日(水) ▶ 月曜日の授業
27日(木) ▶ 月曜日の授業

DECEMBER						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

27日(土)~ ▶ 冬季休業
1月7日(水)

JANUARY						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8日(木) ▶ 月曜日の授業
16日(金) ▶ 大学入試共通テスト準備のため
休講(予定)
17日(土)・18日(日) ▶ 共通テスト(予定)

FEBRUARY						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

2/3(火)~2/9(月) ▶ 補講・定期試験日
初旬~中旬 ▶ 定期健康診断
25日(水) ▶ 一般選抜(前期日程)

MARCH						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

12日(木) ▶ 一般選抜(後期日程)
25日(水) ▶ 学位記授与式

令和7年度 授業時間

学 部 等 時 限	〈 教 養 教 育 〉	〈 専 門 教 育 〉
	全 学 共 通 教 育	教 育 学 部 地 域 科 学 部 医学部(看護学科) 工 学 部 応用生物科学部 社会システム経営学環
1 時 限	8:45 ～ 10:15	
2 時 限	10:30 ～ 12:00	
昼 休 み	(60分)	
3 時 限	13:00 ～ 14:30	
4 時 限	14:45 ～ 16:15	
5 時 限	16:30 ～ 18:00	

〈医学部医学科〉

時限\学年	1 年	時限\学年	2 年 ～ 4 年	時限\学年	5 年 ～ 6 年
1時限	8:45 ～ 10:15	1時限	8:30 ～ 9:30	1時限	8:30 ～ 10:10
2時限	10:30 ～ 12:00	2時限	9:45 ～ 10:45	2時限	10:20 ～ 12:00
		3時限	11:00 ～ 12:00		
昼休み	(60分)	昼休み	(60分)	昼休み	(60分)
3時限	13:00 ～ 14:30	4時限	13:00 ～ 14:00	3時限	13:00 ～ 14:40
4時限	14:45 ～ 16:15	5時限	14:15 ～ 15:15		
5時限	16:30 ～ 18:00	6時限	15:30 ～ 16:30	4時限	14:50 ～ 16:30

岐阜大学愛唱歌



愛唱歌

関連サイトを
ご覧いただけます。

我等多望の春にして

鈴木栄太郎 作詞
岡野 貞一 作曲

一、我等多望の 春にして
この学園に 師を得たり
我等が行く手の 幸を知るや
我等が行く手の 誉知るや
静かに強く 準備せん

二、高嶺雲に 彩映えて
牧牛千里 友を呼ぶ
天地の荘宅 我等宿る
おお実自然児 我等こそは
我等が幸を 祝はなん

三、聖賢は教ふ 百千度
祈らんよりも 培えと
人世の礎 我等築く
おお実大御宝 我等こそは
我等が誉 誇らん

あなたのご意見・ご提案をお寄せください。

皆さんの意見や要望を聴くため、
提案箱を設置しています。

提案された意見等は、学生の皆さんが快適な学生生活となるよう役立てます。
修学上、日常生活上、どんなことでも積極的に提案してください。
(個人情報 は 遵守します)

提案箱は

学務部、各学部及び大学会館共用談話室に設置してあります。
回答が必要な場合は、記名してください。提案に対する回答は直接提案者にお知らせします。
また、提案に対する改善事項は、提案場所等(学務部及び各学部等)に提示します。

大規模災害が発生したら

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、未曾有の広域・激震災害となりました。さらに、近い将来「東海・東南海・南海連動地震」が危惧されており、日頃ころから防災の意識を高めておくことが重要です。大規模災害が発生した際は下記を参照し、安全を第一に考え行動してください。

地震直前

緊急地震速報が発出されたら、周りの人に知らせ、身を守る準備！
火を消す。安全な場所への避難、机の下等へ

地震発生

1. 先ず、身を守る！

2. すばやく火の始末！

3. 非常脱出口の確保！
- 書棚・キャビネットから離れる、机の下へ

ガスの元栓、コンセント、実験器具

ドア付近にいる者は余裕があればドアを開ける

揺れがおさまったら

1. 火元を確認！

2. 同室員の安全を確認！

3. 作業中の実験器具等の停止！

4. 隣接する部屋で助け合う！

5. 余震に注意！

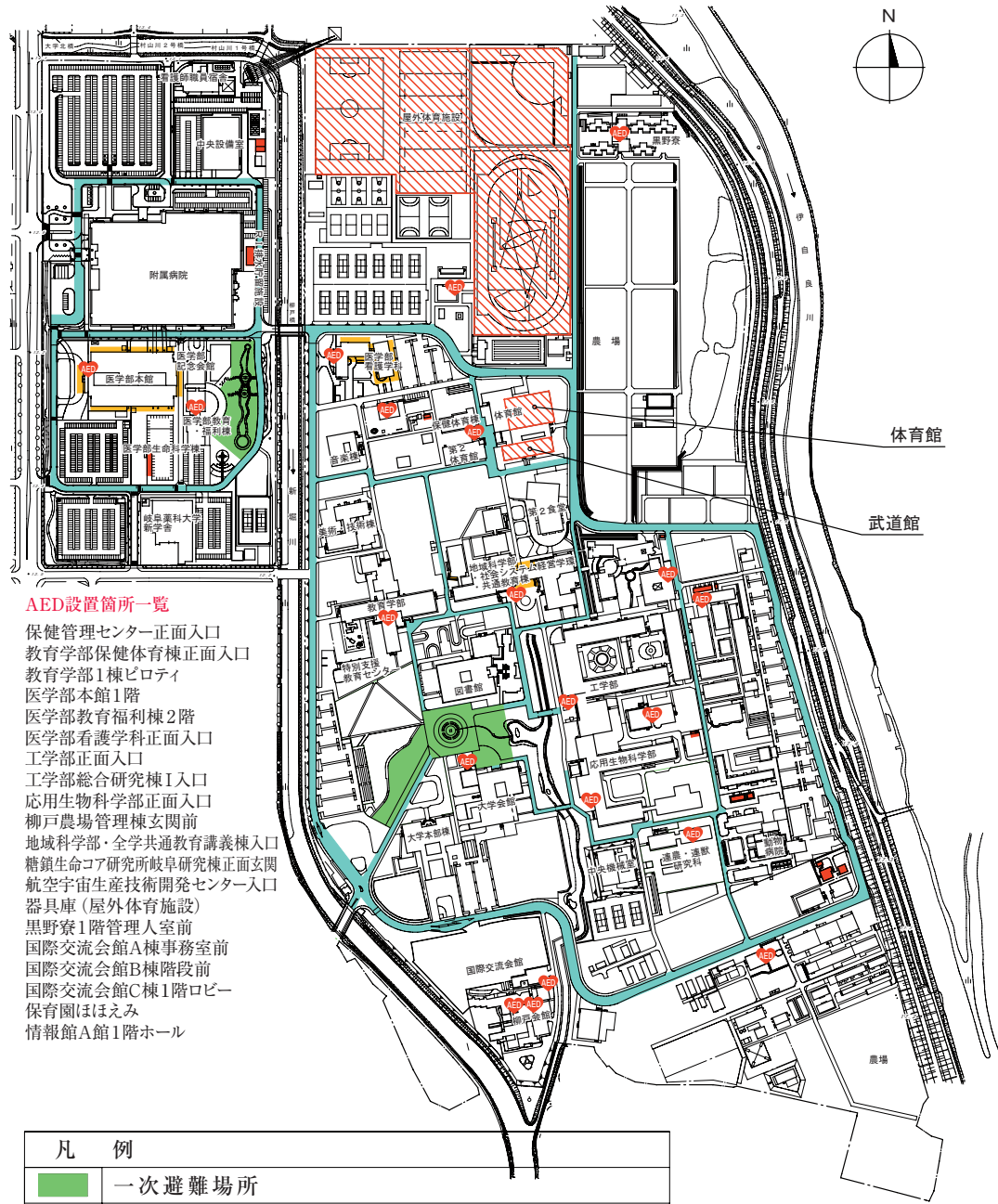
6. その後、対策本部の指示により、二次避難場所（体育館、武道館、屋外体育施設）へ避難（次ページ参照）
- 火が出たら、落ち着いて初期消火

倒れた書庫等の下敷きになっている人がいないか確認し、救出活動にあたる（救助又は応援要請）。

他の部屋・教室などで倒れた書庫等の下敷きになっている人がいないか確認し、救出活動にあたる（救助又は応援要請）。

建物の状況により、余震で倒壊する恐れがないと判断されるまで、ひとまず建物外に待避するため、最寄りの一次避難場所へ避難（次ページ参照）

岐阜大学柳戸地区避難場所



AED設置箇所一覧

- 保健管理センター正面入口
- 教育学部保健体育棟正面入口
- 教育学部1棟ビロティ
- 医学部本館1階
- 医学部教育福利棟2階
- 医学部看護学科正面入口
- 工学部正面入口
- 工学部総合研究棟I入口
- 応用生物科学部正面入口
- 柳戸農場管理棟玄関前
- 地域科学部・全学共通教育講義棟入口
- 糖鎖生命コア研究所岐阜研究棟正面玄関
- 航空宇宙生産技術開発センター入口
- 器具庫（屋外体育施設）
- 黒野寮1階管理人室前
- 国際交流会館A棟事務室前
- 国際交流会館B棟階段前
- 国際交流会館C棟1階ロビー
- 保育園ほほえみ
- 情報館A館1階ホール

凡 例	
	一次避難場所
	二次避難場所（体育館・武道館・屋外体育施設）
	危険箇所（危険物、R I 等）
	要注意箇所（ガラス落下等）
	幹線避難路
	AED設置場所

本学では、危機管理の一環として、大規模地震等の自然災害発生時における安否確認を行うシステムを運用しています。
大規模地震等が発生した場合には、安否状況を確認するメールが携帯電話等に届きます。

2025 CAMPUS GUIDE

令和7年度 岐阜大学 学生生活ガイド

令和7年度 岐阜大学 学生生活ガイド

編集・制作 岐阜大学 学務部
〒501-1193 岐阜市柳戸1-1
TEL 058-293-2133

<https://www.gifu-u.ac.jp/>

